

古史傳

第六十段

十三

和書門		
一五〇九一	函	號
二二〇	架	冊
二二	冊	架

內閣文庫		
一五〇九一	冊	號
二二〇	架	冊
二二	架	冊

內閣文庫		
番號	和	15091
冊數	22 (13)	
函號	269	105



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak





神代中五出卷

平篤胤謹撰

男 鐵胤
孫 延胤

續攷

淺草文庫

十六

故其天兒屋根命者

亦名八意
思兼神亦

云天兒屋命亦云天

津兒屋根

命亦名太詔戸命亦名

櫛眞智

命亦云櫛眞命亦名大

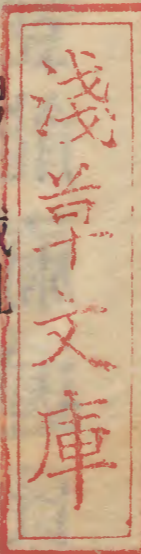
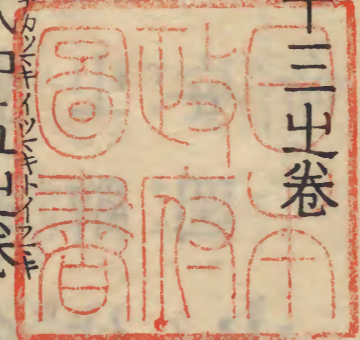
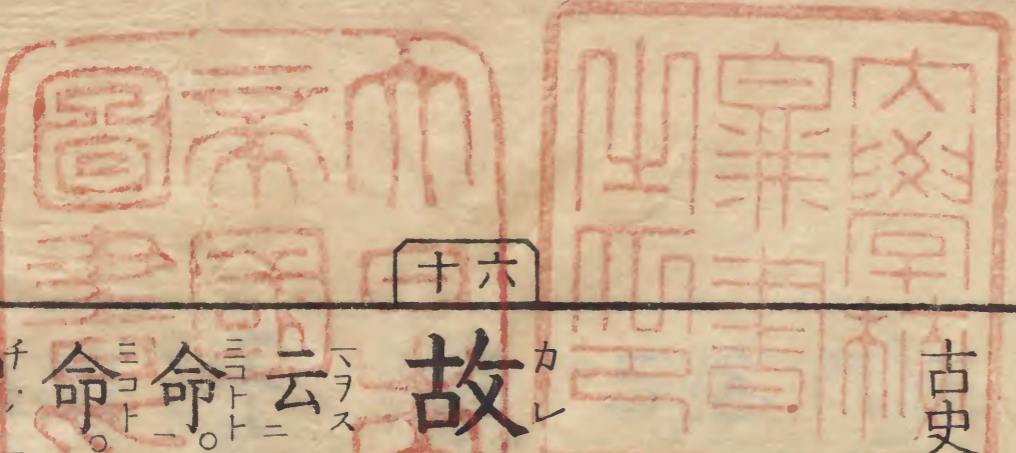
麻等能

智命亦云大

豆神亦名

○古史傳十三

一



代命シロノミコト 出辭クニノコト 津速產靈神ツハヤムスビノカミ 速魂命ハヤタマノミコト 出ノ

子武乳速命ミコタケハヤノミコト 是添縣コハソフノアガタ 赤子天相アカシノミコト

命ミコト 赤名市アカナイチ 出子興台產靈神ノミコト 赤アカ

己己登魂命ココロトミコト 赤アカ 娶玉主命ムスメノミコト 赤アカ 天石アメノイハ

門別安國カドワケヤスクニ 出辭ノコト 代命シロノミコト 出女許登能麻遲比ノミムスメコト

賣命而所生出子中臣連藤原メノミコトニテウミマセルミコナカトミノムラジフヂハラノ

朝臣大中臣朝臣津島直壹岐アソミオホナカトミノアソミツシマノアタヘイキノ

直四國出卜部等出祖也アタヘヨクニノウラベラガオヤナリ

天兒屋根命八意思兼神同神第五
段の徵傳まと此段の徵第百
三十二段の徵傳見るべし御名カ此義思兼神同神亦
依カて思ふカ兒屋ヤを八意ヤを反カさカはカふカ稱カせカ依カふカ心カ
彌カあるカ法カしカ兒屋カを字カ小就カてカ紉カるカ舊說カを云カふカも足カらカびカ
師說カしカ此神カ太詔カ戸白カして大御神カを招奉カりカ

給ひし故に招祖てふ名を負て招の乎を畧き伎於を切
免て古といふ祖を玉祖と同意ありと有まど信グとし
其はま抄師説ふ疑を許呂とも云すゆ。疑能基呂島を自
と許く呂を許呂許呂ふて疑くあてと有る如く。此師説
天皇卷の御下此呂理を活辭の加まるあまむ許此みぞ
本語あゆを二抄重録て許くと云ふ呂此加とるふて疑
と同言よぞ有る。其在太刀の中心をナカゴと云りて
疑敷山乎あど許碁の二言ふも用ゑれど疑木敷已疑
敷あど許の一言よ多く用ゑるを見ても知るべし。故
神代紀ふ田心姫と見え。古事記よ多紀理とありあま
あ万葉二十よ妹之心多。以母加去く里とも有。氏録ふ
彦屋主田心命とあり建已呂命を建疑命とも作き和名
抄よ疑海藻を心太とも云へり此も師説の如く疑意の

名ありまど古今集
あケレとも有り。信友も同趣ふ考へて。古事記高津宮
段の御歌ふ伎毛牟加布許く袁陀邇とある許くと心
て心をあまの意れ。記傳よ許くの下よ呂字を補へて
る説あまど中許く呂此許をもと人此己身ふ就とる方
ふ多く云言れ。其例を言は。言事殊媚好戀對聲あど
此許みれ同じ。熟味ひ曉べし。言を心音事を心跡殊を心
を心を活らせて云對色を思ひ得。○篤胤。然まば兒屋
云對を心堪る。色は己もいまど思ひ得。然まば兒屋
八意ともふ御意の思兼此彌足ませる由あり。聖徳太子
を八耳を称せしも弥耳の義よて御耳聴く弥足ひて聞
分ち給ふ由あり。故亦名を豊聰耳とも称せるを思へし
と云すゆ。万葉十三卷。物部乃八十乃心乎天地二念足

橋とある意はへあす。まど式よ越中、新川郡ふ八心大
とる発語ふて八心大と云。市比古神社と云あり此を大子係
意あゆをも思ひ合はべし。ちて根を稱名ふて。例殊小多
し。兒屋命とも申はる。根は稱名あゆ故よ。畧死ても云ふ
ぬゆ。師説よ。稱名を畧ても云る例これうま有を思ふよ。
根字あきをば古夜と訓べきうとも思へど屋字夜
泥と云こと今の俗語此みあらば万葉四卷あぢよも有
れむあや古夜泥と訓べしと有れどあをぬや古夜と訓
べ。ちて天津と云を。天之と云ふ異ある義あし。○太詔戸
命。櫛眞智命を申す。兒屋根命此亦名と定ぬるまとは。神
名式ふ。左京二條坐神社二座。並月次相嘗新嘗 大詔戸命神久慈
眞智命神とある御社を。其頭註ふ。天兒屋命也と云り。此
を大詔戸。櫛眞智二名残あはれて云るよ。此を古傳の遺

れるふ據て云る。正説と通えぬ也。一神を二座と為て祭
二座月詠命荒御魂神まど豊石 其はまぢ太詔戸命と申
間戸櫛石間戸神社あど猶あり 乃あとを。上ふ見とる如く。石屋戸前ふて。麗美く太祝祠
白して。大御神を招奉ち。功業を始て。かの解除此太諄
辭を宣て。祓竟給ひ。はと皇美麻命御天降此後ふ。彼天忍
石水を術告出し給する。此事第四百四十三段 あどを思ふ
ふ見也併考ふべし 神事ふを。必祝詞白して仕奉り給へめと聞ゆまむ。太
詔戸命と云御名を負せ奉るむ。石屋戸隱の招事ふ関り
給へる神等此御名を當
時の功よたりて稱とるが多るまむ此名も其時の功業
ふとまむ。更名ともあはれらまど猶継ぐよ其職を奉仕
とるひ其裔よ母傳とるへるを思へむ其主也斯て其裔の
給へる職の功しきふとて稱とりと聞也

中臣氏此神事仕奉として祝詞白ひを主とある職とせ
るま。此因縁ふと依事あ。そはまが神祇令ふ。諸祭神
祇官中臣宣祝詞とあり。此の義解ふ。宣布也。祝者贊辞也。
祝詞也。とある。混ハしき解まあり。此を式月次祭祝
詞。天照坐皇大神乃大前。爾申進。雷天津祝詞乃大祝詞
乎。神主部物忌等諸聞食止。宣天皇我御命。爾坐云くと見
え。か。く。趣ふ申ひ祝詞。あ。有。て。其。を。即。今。神。前。ふ。申。ひ。
祝詞を。参集。れる。云。く。此。人。等。も。聞。べ。き。由。を。申。詞。あり。然
る。祝。宣。聞。百。官。故。曰。宣。祝。詞。と。ある。を。何。ぞ。や。令。本。文。よ。宣
祝詞とある。字の如く祝詞を宣る由あり。大祝詞。大
中臣天津詔詞乃大祝詞事乎。宣礼。あ。ど。ある。義。あ。り。然。る
を。集。解。ふ。中。臣。宣。祝。詞。者。時。行。事。宣。参。集。之。社。く。祝。部。等。也。
但。依。文。宣。百。官。可。云。耳。と。云。へ。る。を。祝。詞。ハ。神。ふ。對。ひ。て。申
言。あ。る。事。を。も。己。安。れ。て。義。解。の。文。此。混。む。し。き。
ふ。ひ。が。正。と。る。杜。撰。言。よ。て。論。ふ。も。足。ら。び。り。し。き。天智天皇
紀。よ。九。年。三。月。於。山。御。井。傍。敷。諸。神。座。而。班。幣。帛。中。臣。金。連

宣祝詞と見え。同十年正月の下ふも。中臣金連命宣神事
とある。八年始賀式と聞え。とまむ。神代の
壽詞のとぐひ。持統天皇紀。即位の時。ま。大嘗時。此條
とぞ思む。持統天皇紀。即位の時。ま。大嘗時。此條
ふ。中臣朝臣大嶋讀天神壽詞とあり。當時。ゆも。猶上
代の古式と聞えて。上ふ説るが如し。神祇令ふ。凡。踐祚之
日。中臣奏天神之壽詞。ま。延喜式。も。踐祚。大嘗祭の條
に。有。て。御。代。の。繼。く。中。臣。此。職。と。して。如。此。壽。詞。奏。して。奉
仕。る。も。主。と。天。皇。命。を。壽。龍。申。ひ。事。あ。ら。神。事。も。關。り
て。神。ふ。祝。詞。申。も。同。意。む。子。外。ゆ。神。功。皇。后。紀。よ。皇。后。選。吉
武。内。宿。祢。令。撫。琴。喚。中。臣。鳥。賊。津。使。主。為。審。神。者。云。く。而。講
曰。云。く。と。ある。も。皇。后。の。神。乃。御。心。を。問。と。ま。ふ。依。て。神
の。降。正。來。坐。て。誨。と。る。を。申。事。を。御。中。執。て。講。曰。延。喜。祝。詞
せる。あ。ま。む。この。時。も。祝。詞。申。せ。る。こと。知。べ。し。延。喜。祝。詞

式。凡、祭祀、祝詞者。御殿、御門等、祭、齋部氏祝詞。以外、諸祭。

中臣氏祝詞と見え。今云、古語拾遺、神武天皇段、天、富、命

ありて、二祭の祝詞とも、別卷、云、殿祭、祝詞、次、祭、宮門、と

も、其儀見、とり、ちて、此、二、祭、の、前、文、を、考、る、小、殿、造、お、ど、の

こと、を、拾、遺、の、此、お、引、る、文、の、前、文、を、考、る、小、殿、造、お、ど、の

事、ハ、全、天、富、命、此、掌、と、為、お、ら、む、其、祭、を、も、去、て、主、と、

志、を、後、ま、で、も、例、と、為、お、ら、む、其、祭、を、も、去、て、主、と、

大、宮、賣、神、と、は、太、王、命、の、子、お、坐、お、故、お、此、二、祭、を、太、王、命、

の、裔、お、る、齋、部、氏、人、此、主、り、て、祝、詞、申、お、り、と、云、お、れ、ど、

御、門、神、を、太、王、命、の、子、と、為、お、ら、む、祝、詞、申、お、り、と、云、お、れ、ど、

上、第、五、十、七、段、お、辨、お、如、く、は、と、凡、四、時、諸、祭、不、云、祝、詞、

お、れ、む、其、由、お、非、お、ざる、お、り、は、と、凡、四、時、諸、祭、不、云、祝、詞、

者、神、部、皆、依、常、例、宣、之、と、お、る、を、四、時、諸、祭、の、中、お、神、部、の

申、お、ら、む、祝、詞、文、を、此、式、お、云、お、ら、む、お、常、申、お、れ、と

依、例、の、依、お、宣、れ、と、云、義、お、れ、也、神部とて職員令神祇官の

是、お、り、加、茂、翁、説、お、こ、を、神、部、此、中、の、中、臣、氏、は、と、大、祓、詞、

人、を、取、て、預、ら、お、む、る、お、ら、む、と、云、れ、と、也、神部とて職員令神祇官の

お、大、中、臣、天、津、祝、詞、乃、太、祝、詞、乎、宣、禮、也、見、え、大祓詞後秋

六、月、晦、日、大、祓、云、く、上、部、祝、詞、事、見、儀、式、と、お、る、上、部、を、

決、然、て、中、臣、と、有、志、を、後、人、思、お、ら、む、事、見、儀、式、と、お、る、上、部、を、

免、書、お、ら、む、と、太、お、じ、き、そ、ら、事、お、ら、む、事、見、儀、式、と、お、る、上、部、を、

よ、も、中、臣、讀、と、こ、を、見、お、ら、む、事、お、ら、む、事、見、儀、式、と、お、る、上、部、を、

え、て、中、臣、の、讀、お、と、を、混、お、ら、む、事、お、ら、む、事、見、儀、式、と、お、る、上、部、を、

と、更、お、ら、む、と、云、お、ら、む、事、お、ら、む、事、見、儀、式、と、お、る、上、部、を、

祓、の、日、此、儀、を、記、お、ら、む、事、お、ら、む、事、見、儀、式、と、お、る、上、部、を、

麻、宮、主、讀、祓、詞、と、見、お、ら、む、事、お、ら、む、事、見、儀、式、と、お、る、上、部、を、

讀、こ、と、見、お、ら、む、事、お、ら、む、事、見、儀、式、と、お、る、上、部、を、

詞、を、お、申、お、ら、む、事、お、ら、む、事、見、儀、式、と、お、る、上、部、を、

宮、主、祕、事、口、傳、抄、お、大、祓、此、時、お、兼、豊、宿、祓、此、時、お、書、れ、と、

お、下、お、大、祓、詞、を、記、お、ら、む、事、お、ら、む、事、見、儀、式、と、お、る、上、部、を、

依、お、ら、む、其、外、大、嘗、會、新、嘗、祭、お、神、膳、供、進、の、後、撤、お、ら、む、事、

お、宮、主、詔、戸、を、申、お、ら、む、事、お、ら、む、事、見、儀、式、と、お、る、上、部、を、

お、例、を、多、く、記、お、ら、む、事、お、ら、む、事、見、儀、式、と、お、る、上、部、を、

詞申はもいとく故実ふ 万葉十七ふ。奈加等美乃敷刀能
達へるふを非むらじ。 里等其等伊比波良倍。云くとも有也。此らを合せ思ふよ。
天兒屋根命は主也給ふ神事を。其子孫は受傳をゆて。奉
仕するが中ふ。殊更ふ。別て祝詞申は事を主とある職と
せむを。故は依事あり也。上ふ記せる如く。大殿御門の
祭。齋部の祝詞申を除てを。
異氏人。此朝廷事。祝詞申せる例を。曾てあることあり。
然るを古語拾遺。石屋戸隱の事を記せる。天兒屋命。天兒屋命。天兒屋命。天兒屋命。
命。稱讚。亦令。天兒屋命。相副。祈禱。ま。神武天皇。御世の事。
を記せる。天兒屋命。立。聖時。於鳥見。山中。天。富。命。陳。幣。祝詞。禮。記。
皇。天。あ。ど。ある。を。い。ふ。う。し。此。書。を。齋。部。廣。成。宿。祢。の。已。が。
氏の。甚。く。衰。微。と。る。こと。の。懐。慨。を。主。と。書。れ。と。る。物。あ。る。
も。有。る。あ。り。也。 ○ 櫛。眞。智。命。と。云。名。を。負。坐。依。ぶ。を。
此も上ふ見ある如く。石屋戸隱の度。鹿。ト。此。太。非。を。始。

あるへ依功業を稱ある御名あり。其を神代紀ふ。天兒屋
根命主神事之宗源者也。故俾以太占之卜事而奉仕焉。と
あるを思ふべし。此を兒屋根命は職業として。神事を主
給へ依が故ふ。其神事は宗源とる。卜事もて仕奉れる由
あり。此事あふ委くを。第百九段。然るを此由依て。稱は依
御名あると著明し。予をかく思へど。信友を。兒屋根命
降坐る後。再登らして。天津御膳。水を賜たり給ひ。る
功を稱へて。父神と同状。祭らる。上ふ稱は名あるべ
し。と云り。然れど。此。ち。て。櫛。明。玉。櫛。石。間。戸。櫛。稻。田。毘
を信がとくおふ也。 賣あぞ。此櫛と同く。奇。此。義。よ。て。稱。號。あり。眞。智。ハ。即。麻。邇
あて。太。非。を。始。給。了。る。故。ふ。か。く。稱。せ。る。あり。麻。邇。麻。智。同
言ある由也。

第七段太兆の処ちちて上上引引ぬ神名式左京二條坐坐神社
よ委委く云云へゆゆき。此此二名二名を以以て祭祭られ。此此を卜庭神卜庭神と申申て。卜部卜部の
ト事ト事行行ふ時時ふふ。必必此此神神を迎迎て祭祭るる。其其ト事ト事を
始始ととる神神を
相嘗祭相嘗祭の條の條ふふ。太詔太詔戸社戸社二座二座坐坐左京二條左京二條と見見ぬ依依を始始て。
已已後後の書書どめめふふ。悉悉二座二座を立立せて。大詔大詔戸戸てふ名名此此み
を申申せせ。日本紀日本紀畧畧よ。延喜三年五月延喜三年五月授授左京大詔左京大詔戸神戸神從
七月正三位七月正三位を授授賜賜へる文文も。大詔大詔詞詞神神とあり。此此も二
座座を並並せととる稱稱あり。○今今云云神名式神名式頭注頭注ふ。此此社社を天兒
屋命屋命也也と云云依依ぬ。大詔大詔戸戸久慈眞智命久慈眞智命をこ
をての譚譚あるある。是是よよても知知るべし。けけて貞觀儀式貞觀儀式。
奏御奏御卜儀卜儀の下下ふ。神祇官神祇官申申官官。頒告頒告諸司諸司云云く。六月一日

十二月十二月祭祭卜庭神卜庭神二座二座中臣二人中臣二人。折折卜卜宮主一人宮主一人。卜部八人卜部八人
亦同亦同。著明夜著明夜ままと四時祭式四時祭式。此此御躰御躰ふ。卜庭神卜庭神二座二座御卜始御卜始終終日日
祭祭之之ととあるあるも。かかの太詔太詔戸社戸社二座二座ととあるある。是是ああ。其其古古
龜甲龜甲の御卜御卜ふふ。春日春日南室町南室町西角西角御坐御坐社社ををババ太詔太詔
戸明神戸明神と申申件件社社をを此此占占の時時念念じ奉奉るととあり。此此春
日日南室町南室町西角西角御坐御坐社社ととあり。此此社社のの上上ふふ奉奉るととあり。左京二
條坐二條坐神社神社ととあり。所所あるあるべし。此此社社のの今今二條二條御城御城の未未方方
三條坊門三條坊門北坊城北坊城東司政所東司政所と云云るる。今今二條二條御城御城の未未方方
の外の外あるある京町京町奉行奉行を置置るる。東屋敷東屋敷ののああとと聞聞ゆるるふ
就就て人人ふ尋尋ぬるるふ。其其處處ふ。舊舊ととり春日春日大明神大明神の社社あり
と云云り。ままと京人京人上田上田百樹百樹ふ。古古此此地地理理を問問ふふ。云云ららく
都城都城の古古図図ととも見見るるふ。古古の春日春日北此北此間間の町町今今三條三條丸太町丸太町
辺辺よよて夫夫ととり南二條南二條ととり北此北此間間の町町今今二條二條丸太町丸太町
属属りりと見見るる。其其邊邊古古の春日春日南室町南室町西角西角と云云るるふ。何
ととる可可ししと云云へへり。必必其其ああるるべし。山城山城志志ふふ云云るるふ。何
を祭祭ららままて。名名高高く坐坐りり故故ふ。大詔大詔戸社戸社をを春日春日社社ととも申申

志そまをり轉りて其辺の町名とも為れるあるま江
彦にまをり今春日大明神と申も由あることなり
次第小御體御占神祇官人自朝日籠本官迎太詔戸明神
あど有よをりても明なり。朝野群載六卷小奏龜上御躰
推可否事同云くとあるを上事の時に祝詞申は状と聞
えとり此を決くかの卜庭神ふ祝詞申て上ふ由あり
あ布式小大和国十市郡天香山坐櫛眞命神社。大月次新
麻等乃と云何也。大麻等乃知大ハ美称麻等を麻智と
知天神と云何也。同言あるべし智と等とを親しく通へ
巴乃を助辞知を男を称へ云例の言あり大麻知乃知と
は詞の志らべ好うらぬ故ふ大麻等乃知を称あらへる
あるべし天神と稱ふハ天降ると神なり由あるは後
世小天神と稱ふハ佛説よて称まがあ也其を字音
了唱ふはしちて武藏国多麻郡よも式子大麻止乃豆乃
天神社とあるも同命社あるべし。後風土記の武藏国部
同郡小も大麻止乃知天神と有り。○今清和紀貞觀元
云此社今を御嶽山と稱ひて大社あり。

年正月授大和国天香山大麻等野知神從五位上とある

は。式小元名とあるふ叶ひて。同社あり。此同度小左京職

智神小正五位下を授給へる由同紀小見えたり。○今云
式子櫛眞命とあるを眞下小智を脱せるふて櫛眞智命
あるべしと思はれまども眞の一言よても麻迹の意を
通もるこそ第七段太北此処に記しと依如くおれば櫛
眞命とも云はと添上郡小太詔戸神社。大月次と有て。此
々むらし。詔戸社を大和志小今未詳と云り或書小大和をり紀伊
国へ越る道小大詔詞越と云処ありと云り由ありて聞
也まど今添上下郡とも小紀伊国へを接うがまばい
が有むあ布古の国図あぞ小考あバ證と為ること有
あ此も大社列ふて。月次新嘗小預り給ひて。同等小饗
らひ給へ依をも思ふ。既く大和よしして。此二神を祭ら
れ給る哉。然らむ櫛眞命と同じ趣ふ彼貞觀の度小神階
を授らるべきを其事の見えぬを何あらむ然

れど既く、記し脱されたるも有べく、又同等子祭らま
さる神ありとて、いおも必同等小位階を授賜へる例と
も聞えざれ、然ら後、今此京定免給ひてと、彼、二神
を、二條左京職子も徒し祭られたるを依らし。左京小祭
二座も、並小月並新嘗小預り給へり。神名式頭注小左
京、二條大詔戸命、神社和州添上郡對州下縣郡天兒屋命
也と云り、これ然思ふ由也。神武紀云、天皇長髓彦を征て、
大和国小入御處也。天皇御夢云、天神の訓賜へ依御言
小。宜取天香山社中土以造天八十平瓮敬祭天神地神亦
爲嚴呪詛如此則虜自平伏と誨し賜へる御言也。まふま
ふ。推根津彦と弟宇迦斯と。汝二人到天香山潛取其巔
土而可來旋を勅して、使し給ひしうば。天神の御訓も取
天香山社中土と

ある小取、其巔土と二人予勅給へる社を巔小在し、
依べし、加茂大人曰、天香山の北北山足小、櫛眞神社、今も
御坐、いと飛鳥社の神主、飛鳥土佐と云人の云りと云れ
とり、其を後、山足小迂しとる、依べし、其をいおこも
いおこも例、二人其山子到也。土を取て來れるを、天神の
御訓也、任ふして、諸虜を平伏給ひし由見と依也。按、其
天香山社を、決く櫛眞命神社也。太詔戸命と云をも、併
せ祭られむ。其由也、其由也、下云べし、其を釋紀小引る、龜
兆傳、太詔戸命進啓と、小住天香山龜津比女命、今稱天津
詔戸太詔戸命也とある。龜津比女命と云る、あどを論、
も足ら祢と。住香山也、いひ、今天津詔戸太詔戸命也、と、
依を思ふ、當時天香山小、太詔戸神の坐る趣、聞也。

龜非傳云龜十の鹿トケリ貴術ある由を偽説して漢籍
龜策傳云龜靈を玉靈夫子と稱ふ事のゐるあどを思ひ
ケリて龜津比女と云稱を作り其を比女としも云るを
雄畧紀云大龜便化爲女とある故事あどを思ひ寄りて
造れる説あるは然る偽書ふを依りて能撰むと死ハ
正々らぬ物も其作る時のさまに依りて能撰むと死ハ
証とある事是れ據て考るふ左京二條坐せるが如く既
もはあり

く天香山社云太詔戸櫛眞神の坐る處を尋常ハ大麻等
乃知神社と此み申習と依あるは其元名とて載られ
清和紀貞觀元年の下ふも去り記されとまむあり彼左
京二條坐神社二座を併せて太詔戸命神社と申せるが
如き例と云べし然るを帳み櫛眞命神社を申ける當
時の稱をして挙られとるを二條左京久慈眞智神と
稱して祭らるふケリて同けて香山ふ此神社の坐ま
稱し載されとる依べし

は小就て按ふふ幽き由縁あてて聞ゆる事何也其石

屋隱の度ふ兒屋根命專と招事此神事ト事を執行ひて
其時よ用ひとる種々の料を多く天香山の物を取給へ
るを天上ふても當初此神此香山に住給へるれは
故皇美麻命此御從して天降坐よおきて其天香山を分
ち天降しとる大和國の香山ふ天上の舊れ如く此神の
鎮坐るれらむ萬胤云此考殊に奇しく予が考と符り其
と興台産靈命の御名此処ふ云を見

おまよふ云依神武紀見と依香山社其處よして即帳
み載
られとる櫛眞命神社とあるを是れ
依べきこと上ふ云へるがとおとし
て大和國よ入坐し天神の御訓よ依て此社の土を取
り云くたて諸虜を平伏とるは遂よ當國よ皇居を定賜

ひ。寶祚の鴻業残いや益く小堅固とるるを甚く深く
貴妃幽契何る事とぞ思を依篤胤云お天香山を大和国小天降し給へる事
の由縁を予が考も信友が考も多うるを其故左京二條
を取安べて第百四十五段よ委く云べし
坐神社二座は香山社をゆ徙し多るからむとを推量ら
依くあに猶式小對馬国上縣郡能理刀神社清和紀小貞觀十二年三月授從五位下縣郡太祝詞神社名神大○此も貞觀十二年下とあり
と見えぬど何に此二社も久慈眞知命をも竝せ祭ま
るあ依べし此国小此御社の在ることまと式小出雲国
意宇郡ふも能利刀神社何に出雲風土記も同郡小祝詞社と何るを是あるべし
上件を信友が正卜考ふ云ふ中ふ已が心す叶する説を

ぬき出で記せるれに○津速産靈神神速魂命此神の事
蹟を二典を始終諸書小傳あき故ふ御名此意を解べき
便あに殘兒屋根命の事蹟をゆ及ぶして思ひ得とる考
は何に下ふ云ふに神速魂命とも申は御名を林羅山先
生の神社考ふかく有字取れに當時さる古書の有し小
り○武乳速命此命は姓氏錄右京小添縣主出自津速魂天神
命男武乳速命也と見とるにみりて他書小を見え交但
舊事紀小を見とれども興登魂命の子よて兒屋命の弟
とせり此ハ姓氏錄より拾ひ取るとして次を誤れるあ
べしはて速字姓氏錄今本ども遺を作ると決く誤写
あり舊事紀も然作るを姓氏錄の誤を承と依あるべ
し今を羅山先生の門人此撰まる神代系圖傳と云物よ
引て速と作る小従まに當時の古本よ然作しふこそ

○天相命アマアヒノミコ市千魂命イチチヤクダミコ魂を牟須毘と訓べきりとも思乎と。産靈と書る例を見ざれむ。此を多麻と訓はし。はて右二命ニタマの御名此意も。下ふ云はし。○添縣主ソフノミ添縣ソフノを神代紀ふ。層富縣ソホノ繼體天皇紀ふ。匝布ソフとある是ふて。大和國あり。後ふを二郡ふ分られて。和名抄ふ。添上ソフノ曾不乃ソフノ添下ソフノ曾不乃ソフノと見と。其二郡ふ分給乎依む。いばむ此御代と云あむ。知はのら祢ども。欽明天皇紀ふ。倭國添上郡と見ぬれむ。最古紀御世あり。はて此縣を謂ゆる六御縣の一。て。即神名式ふ。添下郡ふ。添御縣坐神社ソフノミヤ大月次オホツキ清和天皇紀ふ。貞觀元年正月。授從五位上とあり。此社今三碓村と云ふ在て。添田天

神とも天王とも称はし。帳考ふ云り。天神と申去あむ。天降らむ。神と云意あるべし。武乳速命の御社あるはし。はて此命此裔の紀ふ見ぬるは。續紀ふ。天平神護元年二月。大和國添下郡人。左大舍人大初位下縣主石前賜添縣主と云こと此見とるのみあり。姓氏録を後世ふ記されし録あるふ。添縣主出自津速魂命男武乳速命也。とあり。石前てふ人。此命の裔あり。むこと疑ふ。○興台産靈神キヨウダイノミを神代紀ふ。中臣連遠祖興台産靈キヨウダイノミ此武須毘タケスヒ姓氏録ふ。己く都牟須比命ツムスヒノミコ子。天乃古矢根命アマノコヤネノミコ藤原系圖ふ。津速魂命ツクサヒノミコ市千魂命イチチヤクダミコ居く登魂命トケノミコ天兒屋根等アマコノネノミコとあり。御名の義。御子兒屋根命の功業を延て考ふるふ。興台を心利ココロト此義と通えと。反正天皇オホサマ卷ふ。許碁登臣と云人もあり。記傳ふ。名義いまだ

を疑意あるを思ふべし。但し氷と許袁呂と、仮字達へる
お疑有べしをど、富袁を母お言を延るをて加ふる辞あ
れど、音の達へるお然志も抑るるまじきあり。又郡をコ
ホリと云む、韓語ありと云、る人もあまじき。民戸の集ま
を此れ名あるは、疑字の意あり。又大祓詞の始お集侍と
ある子あどの許お疑字の意あり。又大祓詞の始お集侍と
ある集をウコナハルと訓依もウを加ふる辞もて、コ
ナハルと云、疑あたるふて、ナハルを辞お依べし。今俗お
コダハルを云詞は、此コナハルを同言うと覚也。まゝ疑
字の義をも思ふ。氷不从牙疑お作るハ、水の結べるを
見て疑ひ疑へむ。おの如く思ふまゝと云。ちて許く呂は、
いふ義お取れる字の如く思ふまゝと云。ちて許く呂は、
疑義あるお就て、吾意ふて、心と云物の靈妙ある趣を思
ひ。心字此眞の象をも思ふ。ゆを書るも、此意を得て作
れる。事と所思と云。お漢字のおと能知まゝ。ちて許く
呂をり。思を發依あまじ。於毛比と云言の本を。萌と同言

ふて。疑とる心とぬ。萌出る義ふて。母比ふ於の冠とる詞
うを非じう。但し是も萌おモユと活き思を思ふ思牙あ
ど同言も種くお活用ふ趣おたりて。下おおく依助辞
のりたる例もこまうれ。お其を佐夜理をもと佐波理
を同語あるを夜と波と変まるを以て。も曉るべし。カホ
リカヲリも同じ。まゝと覚え覚也も。本ハ於毛比と同言あ
らむとち牙覚ゆるをや。上お云。まゝと燃ぬ同言うを所思
る氷許袁呂も同じ例と云べし。まゝと燃ぬ同言うを所思
ち。そは八意思と係ある状も。由有て聞え。火穗の萌上る
状を於毛比てふ言此。萌寄る状あるお。思ひ合さ依まむ
あ。歌詞おも。万葉一卷お。念曾所燒吾下情。まゝと五卷お。
心波母延農云く。十三よ。我情燒も吾お愛やし。君子戀
るも我心柄おと云依をも思ふ。まゝと古今集おも。貫
之君こふる涙しれ

くむ唐衣習の何より色燃あまし小町人逢むむ
きのあきおを思ひおきて習はちり火お心やけをり能
宣集長哥子空蟬の鳴夏來れむ習のうち燃のみ巴
蚊や火此煙とやがて云く兼輔集お櫻花雪お燃る
袖を巴もをそ焦る智ぞまされるあど猶多う
巴漢籍おぬ焦心焦思れど云る符へる語あり
其萌寄めて凝物を直お許く呂と名けし依を其やがる
身體お固有る火の態あまむ燃る心焼る思れど云詞を
とく叶子巴あふ種思ひ得たる事ども有れどちて興
台産靈神をお此思の靈妙ある功德イサを持給予る故お
産靈てふ御稱をも負坐るれ依べし高皇産靈神皇産靈
申は産靈の意を思ふべし此神を何お思おれむ書
紀よと一書お一所上お引る如く記さまざる迄おて
神とも命とも言れざるを甚く卑免られし依物あり書
紀の例安べて撰者の漢意お神の功德を深くも探祕る

卑めて神とぬ命とも記れざるが此外おも數あり其元
本おむ必神やも命やぬむを其意を以て畧りれと
ることを疑おしそむ古事記を始め餘書も某命某神と
何るをも書紀よは多く神命の字おおきを以ても辨ふ
べし故世の事知人おち此神此功德を見得る注せる
人お一人お有ることおし故是を以て今傳る古書お
此神を神と稱せる事を見ざれども已グ私お然依し此
畏る畏みも神字を補へて記し奉れるあり
神の思慮此智坐ける事蹟の見えざ依を御子天兒屋根
命亦名思兼命お至りて其御徳イキ此顯を依べき幽フカき所由此有
志事あるはし其お稚産靈神の御徳此其御子豊宇氣毘
可居く登魂命とも申は魂は例有まむ年須毘とも訓べ
志然れど藤原系図おタと訓み津速産靈神を神速魂
命を申せる例もあまむ古く二様お申けむと覺也
る故お今おちちて兒屋命此と大詔戸白し給予るお
てお訓こお

依て。石屋戸を堅く刺閉て。隠坐る大御神さす。若此言
此麗美ハ有らばと詔ひ天。出御也。抑言を。心神の緒を辨
牙述る物もて。此を美しく言得ばては。思慮此徳用を成
おと能されむ。心せ言と。とく相應也。ハ有はじき物ある
お。兒屋命此御心た。八意お。御言此あり美う也。しお就て
按ふよ。万葉此歌どもよ言靈とあるを寓の言ぐちよ非
也。居く登魂命の事や思をる。其ハ五卷お。多治比廣成眞
人の。遣唐使お出發を祝て。山上憶良主此。詠て贈れる長
歌お。神代と也云傳けらく。虚見津倭因を。皇神の嚴し死
因。言靈此幸ふ因と語繼ぎ。云繼る也云く。十三卷。人麻呂

歌集此長歌の反歌お。志貴嶋の倭因を事靈此。佐くる因
ぞ眞福在とく。此も其長哥よとまむ異因牙往く人を祝
通也を思をるれど。事言共お借字言ハ正字あらむと一
やがて心利靈あらむも知はらば。おと詠也。此を其
長歌反歌を竝て。能見ゆよ。古語お。云繼來れる如く。倭
因は。言靈神の佐け幸ふお依て。言語の麗美也。因ある故
よ。其美し死詞をもて。壽言けむを。壽まおく。天地の諸
神此感坐して。福へ給ふ因ぞ也云る外也。長れれむ此お
本書の長哥反哥共おとく味ひ読て。此旨を辨ふべし。殊
よ憶良主此長哥よ。右よ引く詞の末お。海原の辺も奥
おも神留り。宇志播吉いまは諸此。大御神とち。船舳も道
引まを。し天地の大御神とち。倭大因。雲久方此。天の御虚
也。天翔也。見渡し給ひ事了也。還日よを。又更お。大御神と
ち。船舳お。御手打掛て云く。と詠れとる意用ひを。熟く思

仁明天皇紀云、天皇命の宝算を賀奉れる長哥、日本乃倭之囿波言靈乃當囿度曾古語尔流來礼留語尔傳來礼留云々と詠るも同じ意あり當字を久老神主が富の誤としてサキハフと訓るは然る説あり福字をサキと訓め同じ前ハ字のまゝハタルと訓むりとも思し、古語とも覚え、姉と万葉十一卷事靈の八十衢、夕占問ふ占正ふ告れ、妹相依と詠るも言靈神幸ひて八十衢を行く人正し、た占を誨し給へと云ふ意あり。故まよ此歌ども依て、石屋戸隱の時、兒屋命の白給、予る大詔戸言よ、大御神の感給へ、依事を思ふよ、興台産靈神、己命の御子、兒屋根命よ、言靈幸へ坐て、詔戸言残美しく、白ちし、終給、予る故よ、大御神の感けて、出御るおぞ有々、依然れ、古道を學びて、心利うらむ事を思ひ、言をも美のらむと思む人、をく此神の御靈を祈願

奉る可き事よ、あそ、此神の心利言語よ、幸予給ふこと、何まの囿も、同じ恵み、を蒙れども、御囿を神此本、囿ある故、言語此道の、殊、正しく傳え、活用自在、麗しき囿あま、を、別て古語よも、言靈此佐くる囿、事靈の幸ふ囿と云、繼、多、依、あ、言靈といふを、實、神在、と、を、得知ら、徒、偶言の如く、説成せるを、居、登魂神の事をし、明ら、終、と、る人、此無、し、う、ば、あ、景行天皇此大御語よ、大倭囿者、以、行、事、負、名、囿、也、と、詔、へ、る、如、く、古、ハ、そ、此、行、狀、事、實、の、無、き、者、よ、其、と、聞、ゆ、る、名、稱、の、有、は、き、由、を、絶、て、あ、き、理、あ、れ、む、神、此、御、上、よ、譬、ひ、そ、此、事、蹟、此、傳、え、ら、ざ

依も御名此義を反らひ考へて其御行事を伺ふこと。是
 古學の專要と云べき業うぞ有ゆらる。家おと稱ふる人
 人數あるが其の如哥文詞章のいと小き考説をむ何く
 れと書記せるが多うまど神此御功德の最も大なる事
 ふを思ひも挂や有らむ其の中ふも言靈家おと稱して
 言靈の道此本をし考へ究めたりあど言誇らふ輩も有
 る由おまど眞の言靈の神此坐とも知らざるハ如何ぞ
 や言靈の神を知らばして言語の道を紀ふと云を甚も
 可笑し死後あがぬ大鏡ふ醍醐天皇の皇子此生坐る五
 十日此餅を殿上ふて出させ給するふ維衡中將一年ふ
 今宵うぞふ依今と云は百年まで此月影を見むを壽白
 せ依ふ天皇の御歌ふ祝おる言靈あらば百年此後も盡
 せぬ月をよそ見ぬ堀川百首ふ俊頼朝臣言靈の於不束

ち小をかみはと梢あがらも年を越りぬ。此哥の意を
 びと云物よ今俗ふ節分の除夜お果樹ある家お一人
 樹上ふ上は一人を斧をもて木の本ふ至り其樹子向ひ
 て來年とく実生るや実生らぬや生らぬを伐らむと云
 と死樹上は人生ませうと答ふかく為れば來年とく実
 生と云へり是言靈の眞福く在ありさまば古も然る
 己ざ民間よ有し故ふ梢あがらふ年を越とを詠をしふ
 やをうみはとを拜はと云うや此朝臣のかう事をと
 正出て上手の口おまうせて詠まると哥少うらば然れ
 だ近俗此安依所も古の遺風お此等此歌も言靈此意は
 るべしと云るを然る説あり
 同じ故上古うは物を造正事行ふよ祝言しお物せ
 正と聞ゆ依おと多うゆ其を神功皇后の酒賀此御歌ふ
 此御酒を云く少御神の神祝く狂おし豊祝く廻し奉來
 し御酒ぞと詔ひ建内宿禰此御答白せる歌ふ此御酒を

釀カむ人々云く歌ひ抄く釀カむまかも舞マ抄く釀カけまう
も。此御酒の御酒此阿夜アヤふうふぬし。と詠まし故事事此
之應神天皇卷 へと神樂歌み。杖を皇神の御山此杖と山
人此千歳を禱イ切れる御杖ぞ。れど有をも思合ヒべし。
其之言美く祝ふ詞小也。善神の吉事キを幸サチ牙凶ガクく志シ抄詞
ふは善神の感給メを祢ニば。在神此所得ト凶事マカコトをも引出ま
バれ也。故古は更レあり。今世ふも事を成さむと爲る小也。
ま抄ホギゴト壽詞ホギゴトをぞ專クニとレ抄カふ。古を言はハ大殿祭酒ホト賀室カ壽ホギ
今世イも地チ平ナラ家建イ田殖チ稻イ酒サカ造ツクその餘何事をレ抄カふ
も壽哥イを哥イひ囉ラして物モノ抄カふハ古此遺れる風カゼあり。然シま
む常云ふ語言コトふも心ココロを抄カけて凶マカくしき言コトを云イまじ也
事コトふこそ其レ神代カミヤをり誑ウソ言コトふ驗シあることハ更レも云イ

び今も古め人を祝イぐ哥イふ所トコロ念オモえ或ナ凶マカくしき詞コトをレみ
合せて災イの出来イし例コトも少シうらび生ナさるレ也ナ倫リンを其レ
さる禍事ワガタ此出来イる端ハみゆく也ナおく詠ウタ應オウ牙カとる物モノぞあ
ど事コトもれげイふ云イ免メまど然シる古意コトを得エざる人ヒト々々さも有ア
らむ有アき眞マコトの古意コトを探サグりてレ姓氏録シメイロク左京サキョウ天神部テンジンブ小コ畝
む人ヒト々々思オモふべきナ也ナちてレ姓氏録シメイロク左京サキョウ天神部テンジンブ小コ畝
尾連オノノリ天辭代命アメノコトノリ子コ天辭代命アメノコトノリ之後也ノチノチと有アふ。へと和泉ニギハヤヒ天
神部カミノブ小コ畝尾連オノノリ大中臣ナカノノミ之同祖ノトコノミ天兒屋根命アメノイノネノミ之後也ノチノチとも
也ナ。此コトよ依ヨて考カふるふ。天辭代命アメノコトノリと申イはれ。居イる登魂命トコノミ天
辭代命アメノコトノリと申イはれ。兒屋命アメノイノネノミよぞ有アる也ナ。其レハま抄ウネ畝尾オノノリと也ナ。
大和ヤマト国香山クニノヤマの山足ヤマノソクふ在アる地チ名ナれるが。此コトを氏ウヂ小負オホネるハ。
彼山カノヤマふ也ナ。上ウヘよ言イはる櫛眞命シマノミ神社シラタケノミヤ何ナニ故ナニ抄ウネ兒屋命アメノイノネノミの御末ミマタ
此コト一派ヒトナカレもと此地ココノチふ住イて仕奉シタマフるむが。後ノチよ左京サキョウも。和泉ニギハヤヒ

因ふも移住レし故ふ。負る氏あると疑ふ。師も既く
畝尾連と云姓のあるを此地と然まぢも派ハの原モトを異ヘ
出デ出デるむぢばりハ言まき
して同姓あるも數有れむ。此を別姓コトウヂふやと思ふ
有む。けまぢ居く登魂命。兒屋命。共ふ辭代と云名をも
負給むとむと事蹟サトふ熟符ヨクカナへまむ。疑なく所念とむ。其
は辭代の辭は正字。代ハ借字レれる。驗シロシの省言キふて。そを
言ふ驗ある神等あまぢあり。あるし。あるし。同言ある由
知べし。所知シ看ミを。あらし看ミといふ。ままと白も同言レり。ま
と若くは。辭代とむ。事知の義よて。必有らむ。ままと大因
主神の御子の言代主神。此言代も此の辭代と語を同レ
れど。負坐る由。緒コを異あり。彼御名此処ふ云を合せ考ふ
可御父子オヤコを。天と因レや。別て稱ナせるを。居く登魂命は。天

ふ神留坐して。言靈此原を知坐せむ。天と稱し。兒屋命む。
此、因レ天降坐し。天言靈の幸ヒふ依て。其職ツカサふ仕奉レし給ふ
故ふ。因レと稱ナして。同名を負給へレと知れとレ。然レれむ此
実語あり。故天をアメと訓ルあり。諸まゑ。姓氏錄ノ右京天
神部ノ伊與部高媚牟須比命三世孫天。辭代主命之後也
とある。辭代主命も天神也。有まむ。居く登魂命あること
ある。前の成文ハ此ふ依て主字を補トす。高媚牟須比
命ハ出デ自レを係ルとる。泥ニむべうら。然レむし。開題記ノ姓氏
録ノ論ノ処ニ委テ諸サテかく思ひ集ル立返ルて。其御祖神とち
此事を思ふ。津速ツハヤムスビ産靈神と申スむ。疑ウツなく火産靈神ハ
ぞ御坐オハシる依レ其レまぢ津速ツハヤムスビを。伊都速イツハヤの伊ハを省ハけるレ
て。伊知速の伊ハを省ハて。千早と云ふ同レれむ。伊知速イツハヤき

思ふばし。抑、火産靈神は。上第十五段。ふ云る如く。其御母伊邪那美命の。已命を生給ふるをり事起りて。豫母都圀ふ往坐し。其事ふ依て。已命を殺さえ給ひし故ふ。彼圀を惡み給ふ所由あまむ。彼處ふ屬る事物をば。甚く惡ひ坐て。矢く彼圀ふ却ひてむと。稜威速び給ふ御靈は盛ある故ふ。その御靈ふ頼て。彼罪穢の大禍事を却ひ失をむとて。彼神は御體の化れる香山とめ。招事は物を採れるふぞ有る。依後世までも神事ふ火を清むること。穢ありて。却て。火神の御荒びるを恐まてあむ。まこと忌清むべし。物ふ穢あらむことを恐れて。火を燧うくる事。其清き御靈ふ頼て。清免むやあるよて。此の故事ふ熟く符此因縁を思ひ慮て。知給へし。兒屋根命は。彼神の

御齋あるふ熟符ひて。甚も妙ある事ありのし。心を平かふして熟思ふべし。熟考ふばし。其思慮りて始給へる神事は中ふ。太非の事ハしも。神の御心を問奉る。あまれ支重死神事あるあやむ。今更いふ迄をれきを。其事ふ鹿の肩骨を灼て。ト合はると。残始給ふ依を思ふばし。抑、獸は多加る中ふ。此獸はし。火産靈神は御骸ふ成坐る。大山祇神の御末よて。獸の祖あるを。此事第十六段。肩ふ奇靈き骨ありて。其を波委くいりき。波迦もて灼と死を。無上至尊也。大御神は御心をさす。窺測に奉るべき事の因を辨す。智に坐るを。奇靈ある御智。此中ふ。めとも妙ある思兼あるを。斯て此御功ふと

ゆて。櫛眞智命と云ふ御名をさす。予不負坐し。大和、國の香山、第百四
十五段子云如く、深き由ありて、天上ある香山を降し給へる山あるを此地に櫛眞智命の御社あり依ることハ、火神の御裔依故、天上ふても此山に住給ひらむ所由、依りて此、國も彼處に祭給へるあゆべし。猶委くた、神武天皇、卷神事此宗源を掌して、神と君との御中執持、注ふべし。政事奏し給ひ、御裔の次く、其業を仕奉れると。上ふめ下ふも、註せる如くあゆむ。最も太じ死御功業ありん也。何はれ道を学び古の趣を伺ひ世に傳へむと勤しむ徒を常ふ津速産靈、神より次く、兒屋命に至るまでの神とちの御靈幸ひをこひ祈白、まきか、かくて又世に物事此由を、とく思ふべきとみこそ。知と謂ふ稱の有る。其義を辨ふ可し。其を万、物此然る所、以の原を辨、知とる者、稱へ云ふ抑、物知と云こと。今を現、見ある小事、とく思むる。

を辨へあゆむか、己の人をも言ふど。古に然らば、神道の原を知て、太非此事を明免とる人、字云事を聞えと。其を物知人てふ言也。始て物見見えある。龍田、風神祭の祝詞ふ。天下乃公民乃作物乎。草乃片葉爾至万氏不成。一年二年爾不在。歳眞尼久傷故爾。百能物知人等乃。ト事爾出牟神乃御心者。此神止白。止負賜支。此乎物知人等乃。ト事乎以氏。ト止母。出留神乃御心母無止白。とあるを熟思。此全文の意を、崇神天皇、卷の本文、物知人とは、太非のト事を行ふ人を云稱あゆむこと明あり。凡て物を云稱を、萬ふ泛くこと依中、神を指て言ふと多し。其在

まが御門祭祝詞ふ。如湯津磐村久塞坐氏。四方四角與利。疎備荒備來武。天能麻我都比登云神乃云。自上往波上平護利。自下往波下平護利とある。まが同事を。祈年祭祝詞ふ。湯津磐村能如塞座氏云。疎夫留物能。自下往者下平守。自上往者上平守と云ひ。道饗祭祝詞ふ。根圀底圀與利。鹿備疎備來物爾云。下行者下平守理。上往者上平守理。と云るを對へ思ふべし。御門祭祝詞ふ。神と云へるを。祈年。道饗。詞ふ。物と云るをや。まが神代紀。葦原。中圀之邪鬼とある邪鬼を。私記ふ。安之岐毛乃と訓み。中昔。毛乃。氣あぞ云る物の意字思ふべし。まが物忌。物狂ひ。物の所為あどの

物。俗に憑物乃為とある。此を神と云ふ同く。泛く言る語。ど云ふ物も。これ是非。此を神と云ふ同く。泛く言る語。あるを以て。物知と云は。神の所為。此幽。して著のらぬを。知辨ふる由の稱あることを曉べし。はと志留といふ言。此本も。漢文。小。著明。明白。灼然。あど書る。戎志留。斯也。も。伊知士留。斯とも訓む。志留と同く。伊知士留志の伊知。ち速く。志依。由。後。幽。する事を。著く。志依。由。此言。み。於。茂志呂の処。ふ云る。如し。此を。も。と。太。非。事。を。為て。其。火。炳。此。非。依。て。幽。事。を。知。り。出。る。言。ある。は。し。ま。が。印。驗。詳。あ。ど。の。字。を。志。留。斯。と。訓。む。も。同。言。あり。か。く。考。牙。集。於。て。天。辭。代。命。を。居。く。登。魂。命。此。別。名。因。辭。代。命。と。兒。屋。命。此。別。名。を。

依べく。辭代とて。其御言ふ。悉く去依し有る由の稱名。り
於物知と云ふ言も。此神を已始免て。神祇此情狀を伺ひ
知まゐる人を稱あり。とは云あり。あち上ふ言る処立
歸り合せ見べし。○玉
主命は。度會延經が神名式考證ふ。土佐、國吾川郡。天石門
別安國玉主神社。此、神社の事。第五十七段。
石戸別命此処に注ゆき。とある即是
あてと云ゆ。去を信ふ然る説ふて。此を石戸別命の別名
ふれも有る依。其をま於式。此社ふ並びて。朝倉神社と
云あり。但し郡は土佐、
郡ふて鄰あり。是祭神也。當國風土記に。天津羽々
神と申て。天石門別神の子ある由見とて。此、全文を第百
三十一段阿波
神の処ふ引て
委く云べし。此ふ據て按ふ。天石門別安國玉主神社也。

石門別命ふ坐ひこと疑ふ。それ天津羽々神の坐ひ。朝
倉社と竝坐去を。御父子の縁あるを。下ふ註せる如
く。遠江、國佐野郡。己等乃麻知神社。阿波、阿波、
神やがて天津羽々神あて。其由も。
第百三十一段ふ云ふべし。と竝坐ひてを。御兄弟の縁
あ依去をを思ひ合せて。玉主命を申去。石戸別命此別
名れること殘徴し辨ふ。後し。あち第五十七段ふ注る説
どもを合せ見て、とく思ひ
辨へ。けり玉主を申去名義を。いまご思ひ得ぞ。万葉四ふ
玉主を夕。一モリと訓る去と有。ふ據まむ。此も去の訓べ
きうとも思ふぞ。然訓べき事。由をも思ひ得祿む。姑く字
のほくふ。多麻努志を訓也。○許登能麻智比賣命。名義。許

みぢ葉光行紀行ふおとのまくと聞ゆる社おとしまは
よめふおまきうけてぞあむいも思ふことのは
る神のあるしを貞庭海道記よ山口といふ今宿を過ま
む道々舊きふをゆて云く事の任まを以社ふ参詣は
おもふ事ははくよ叶へむ杉ゑる神のちうひの志依
しとぞ見む鳥丸光廣卿嗜記ふこと此ま、此社ふてみ
志めおハ神ふまうせてひとまぢよ我思ふこと此ま、
ふ祈らむ入坂を越むと天五六町ぢうに去あよまハ
幡宮あり鳥居は梅咲の、正然云くとあり此を按ふ大
仙寺村の諏訪明神戎をし牙ける者のあてて事任の社
とし給ふぬらむそを入坂を越むとて云くとあるよ
然を知らるゝありまよ冷泉院為久卿道言ふ大井川け
ふの己とせをさして思ふ、おどあるを思ふは、然まど
おとれは、ふと祈る神垣、

ぬ布己等乃麻知とも申せ正を見え、清和天皇紀ふ貞
觀二年正月授遠江国從五位上眞知神正五位上とある
は、決く此神あるを本の御名此己等乃麻知と申せる己

等を省死て眞知神と唱とるぬ也。嘉祥三年七月ふ從五
此ふ引る貞觀二年の文ふ從五位上とあるを以前より上
位を授られぬとる史よ洩とるまよ上ハ下の誤ふて
も有べし此差誤を史ども、ちて嘉祥三年ふ此神と竝ふ
ふをり、見ある例あり、
神位を授られし鹿苑神を式ふ磐田郡よ鹿苑神社を何
る是あるべし、今二宮村と云よ在て、鹿苑を鹿トふ由あ
鹿苑大明神と云やぞ
正て所思也、其在鹿苑字の如く、卜事此料の鹿を飼とる
野からむう、武藏国乃武藏野も古は卜術去ると死此料
の鹿を飼へる處と云也。和名抄豊島郡ふ占方、
郷あり此より由有る、此武藏ふ
も大麻止乃豆乃天神社何也。されど後遠江風土記より香
園神社園韓神事代主神兩
神所祭之也とあるを実ある事代主神を祭ると云ふ
を由あり、其在大因主神の御子の事代主ふを非去、生ふ

依如く。祖神天、兒屋命を祀ふ。神と君との御中を執持
て。申ひ職ある由ふて。中執持を云ふを約免て。奈加等美
と云ふ就て。中臣字を書るれ也。其意大持てふ言の約也。
とるや同例あり。さて師説ふ。茂梓云々。云依て梓の柄
此真中を首尾を傾ぬ。正しく平ら。執持を以て神と
君との御中よ立て。宜きさ。あし。執持申ひ。字。譬へ。事。
り。舒明紀の詔ふ。亦大臣所遣群卿者。從來如。嚴。取。中。事。
而。奏。請。人。等。也。と。あ。る。も。中。臣。所。遣。群。卿。者。從。來。如。嚴。取。中。事。
れ。古。言。と。聞。え。と。也。中。を。取。と。は。職。負。令。大。納。言。義。解。小。納。
下。言。於。上。宣。上。言。於。下。也。や。あ。る。や。同。心。ば。子。よ。て。諸。の。
祝。詞。あ。ど。を。申。ひ。を。君。の。御。言。を。神。小。納。申。ひ。あ。り。太。占。此。上。
事。を。掌。依。て。書。紀。ふ。天。兒。屋。命。主。神。事。之。宗。源。者。也。故。俾。以。太。
の。職。ふ。て。事。而。奉。仕。馬。と。あ。る。が。如。し。信。友。云。此。を。以。て。上。事。
占。之。上。事。而。奉。仕。馬。と。あ。る。が。如。し。信。友。云。此。を。以。て。上。事。
を。神。事。の。宗。源。あ。る。由。を。辨。ふ。べ。き。あ。り。祝。詞。白。し。と。る。ば。
ふ。て。靈。幸。ひ。坐。安。神。此。御。固。と。も。非。ぬ。を。や。あ。ら。う。し。あ。
便。

連^シて上^第五^段第二十^五 出^シて^也。は^テ師^も言^れぬ^る如^く。諸^の姓^を

職業を取まると。地名^{トコ}ふ依^ま依^と。祖^{オヤ}名を取ま依^と。又^も

事を取^リ。物を取^リ。あ^らせ^ると。種^{タネ}ある中^中。此^{こゝ}中^中臣^を

どは。其^{その}職業^ヲふ因^よまる姓^をあ^らせ^る也。信^信友^友按^ア。舊^{キウ}中^中臣^をと云^ふ也。

あり。ま^まと大^大中^中臣^をと云^ふ也。氏^{ウヂ}と云^ふ也。奉^{ホウ}仕^シ職^ヲ名^ナあ^らる^が後^{ノチ}ふ^ふ氏^{ウヂ}を

の^の後^{ノチ}ふ^ふ氏^{ウヂ}と云^ふ也。氏^{ウヂ}と云^ふ也。氏^{ウヂ}と云^ふ也。氏^{ウヂ}と云^ふ也。氏^{ウヂ}と云^ふ也。

て^て中^中臣^を。壽^{スウ}詞^ジふ。中^中臣^を。祭^{サイ}主^{シュ}正^{テイ}四^シ位^イ上^ウ。行^{コウ}神^{シン}祇^キ大^{ダイ}副^フ大^{ダイ}中^中臣^を。朝^{テウ}

臣^シ清^{セイ}親^{シン}と見^ミえ。宮^{ミヤ}主^{シュ}祕^ヒ事^ジ口^{コウ}傳^{テウ}抄^{セウ}御^ゴ躰^{テウ}御^ゴ上^ウ。差^サ文^{ブン}書^{ショ}様^{ヤウ}の^の処^{トコロ}

ふ^も。中^中臣^を。正^{テイ}六^{ロク}位^イ上^ウ。大^{ダイ}中^中臣^を。朝^{テウ}臣^シ實^{ジツ}名^ナト^ト部^ブ正^{テイ}。は^テ神^{シン}武^ブ天^{テン}

皇^{ミコ}紀^キ小^コ天^{テン}種^{タネ}子^コ命^{ノミコト}と云^ふ見^ミて。是^{こゝ}中^中臣^を氏^{ウヂ}之^ノ遠^{トホ}祖^ソ也^也。と云^ふ也。此^{こゝ}命^{ノミコト}

を^を天^{テン}兒^ニ屋^{ウヂ}命^{ノミコト}の^の孫^{ノミコト}よ^よて。天^{テン}忍^ニ雲^{ウン}命^{ノミコト}の^の子^{ノミコト}あ^らか^かく^て此^{こゝ}史^シの^の神^{カミ}

武^ブ天^{テン}皇^{ミコ}卷^{マキ}ふ^ふ舉^ケと^とる。宇^ウ佐^サ津^ツ臣^シ命^{ノミコト}ハ^ハ天^{テン}種^{タネ}子^コ命^{ノミコト}の^の子^{ノミコト}ふ^ふ也。兒^ニ

屋命三世孫あり。孝安天皇卷小舉とる大御食津臣命を
 四世孫伊香津臣命は五世孫梨迹臣命を六世孫崇神天
 皇卷小舉とる神聞勝命は七世孫垂仁天皇卷小舉とる。
 久志宇賀主命を八世孫大鹿嶋命は九世孫景行天皇卷
 小舉とる臣陝山命は十世孫仲哀天皇卷小舉とる。雷大
 臣命を十一世孫あり。おれ兒屋命は正統^{タキキネチ}して支別^{ワカレ}の家
 家いと多う。其^レ不出^ルとる^ル紀神功皇后紀おどふ中臣身賦津連とる中臣を師説
 も四人の名を連祢奉とる餘の三人も皆姓を奉とる。常磐大
 連公^ノ始て中臣連と云姓を賜ふとあれども然おそ非
 じりさて欽明紀よ中臣連鎌子や云人も見えたり。さて

又後世までも姓のみあらば中臣と云職も ちて天武天
 皇紀十三年十一月ふ中臣連賜姓爲朝臣とる。但し此
 あり下ふ記せる師説 を見て思ひ辨ふべし。然まむ是と後を中臣氏の家く。
 悉く朝臣の加婆禰とあまらうを思ふふ。姓氏録^{河内国}
 中臣連あり。餘書ふも中臣連と云る。彼此見えとま
 ば。お本れはあはれめ多うりしれ。此餘此姓をゆ支^{ツカ}
 別て中臣方岳連中臣酒人連中臣大田連あどのあをひ。
 中臣某と云姓多く。姓氏録ふ見ゆあを按ふ。此を各く
 某くふ。別ある由ありて。負るれるばれど。實は中臣氏
 よて。其職を仕奉れる故ふ。かく稱來まらあはれ可し。まよ
 中臣

某と云はて直小大家連宮外連殖栗連志悲連亦と云へ
るも多う正此等も委く在中臣某と称らむをま直ふ
其連とばり中ふも稱へるを其俣録されたりとお不也
悲連とも見え餘書に中臣殖栗連おど何るを見て思
ひ辨ふべしさて天兒屋根命の子孫の外おも中臣某と
云姓のこまうま見えことお師もいふ由より中臣某と
臣氏疑ハれし然るに或は家おら熟思ふ別ある中
由ありて中臣の職業を仕奉れることおら熟思ふ別ある中
仕奉る類も多くまと服部の連を天圀造の縁ありて紀氏
別お依る職を允恭天皇の御世お殊ある所以ありて
正大抵系脈異よして同姓を賜へおれどか例も多う
ぞとく其姓を明らむるを問の心得ありて姓録を讀
書紀古語拾遺お兒屋命を中臣連祖と云ひて藤原祖と
書ざること最久でし此を藤原を嫡子別家ある故ふ
兒屋命の正統と立ざ依ありさむり藤原の盛れる時

お撰れる古事記書紀古語
拾遺お依よ阿那多ふと
○藤原朝臣おを師説ふ天智
紀よ八年十月庚申天皇遣東宮大皇弟於藤原内大臣家

授大織冠與大臣位仍賜姓爲藤原氏自此以後通曰藤原

大臣辛酉藤原内大臣薨と何るお鎌足公お

を藤原氏をも賜を慈前の文お藤原内大臣家と何る
を誤ありこの上文お中臣内臣と何るぞ宜きさて鎌足
公ハ系図お依て考るよ上よ云る雷大臣命の子大橋
命の子阿麻毘舍御の子阿毘古大連の子眞入大連此子
賀麻大夫公此子黒田大連の子常磐大連此子可多能子
大連の第一子御食子大連此子おて姓氏録お兒屋根命
留おくべき事あり其お符正但し世数を數ふる了就て心
と姓氏録おあるを御子此忍雲根命と御孫の天種子命
を世おきて曾孫の宇佐津臣命を三世孫として數へと
る世數おて天孫本紀此世數おど此定ありはと鎌足
公を二十二世孫とあるを兒屋根命をゆ數子て二十二

世よ何とる由あり。此ををく心を得ざらむ。た。姓氏録
を讀。疑あゆべきも。此ぞ。其を彼録。も。あり。二。さま。小。録
され。これ。バ。れ。り。津。島。直。の。処。其。餘。も。天。兒。屋。根。命。十。四
世。孫。雷。大。臣。命。と。何。る。を。兒。屋。命。と。り。數。と。り。あ。り。か。く。て
世。數。の。傳。紛。ひ。と。る。も。多。う。ゆ。え。家。々。よ。り。奏。上。る。世。系。を
悉。く。を。能。く。し。何。子。ざ。り。し。故。と。通。也。序。も。其。趣。見。え。と。り。
然。れ。バ。能。く。心。を。著。て。餘。書。ぎ。も。と。按。合。て。其。世。數。を。思。ひ
定。む。ば。き。も。の。あ。り。お。も。此。氏。不。限。ら。ば。万。姓。は。係。る。説。ぞ
り。け。て。此。時。ふ。藤。原。と。云。を。賜。へ。し。は。此。人。一。人。此。み。と
お。布。あ。く。て。此。後。も。中。臣。金。連。あ。ど。云。人。あ。り。連。の。孫。糠。手
予。連。の。第。一。男。あ。り。右。大。臣。れ。り。し。を。壬。申。年。の。乱。か。く。て
よ。近。江。北。御。方。よ。て。斬。れ。其。子。も。流。さ。れ。と。り。き。

天武天皇十三年十一月。中臣連賜姓爲朝臣と見也。同

十月朔日。更改諸氏之族。姓。作。八色之姓。以。混。天下。萬。姓。
一。曰。眞。人。二。曰。朝。臣。三。曰。宿。祿。四。曰。忌。寸。五。曰。道。師。六。曰。臣。
七。曰。連。八。曰。稻。置。加。く。の。如。く。定。米。ら。れ。て。即。其。日。を。守。山。
公。あ。ど。十。三。氏。は。眞。人。此。姓。を。賜。ひ。其。後。お。ぎ。く。お。大。三。

輪。公。れ。と。五。十。二。氏。は。朝。臣。の。姓。大。伴。連。あ。ど。五。十。氏。は。宿
祿。の。姓。大。倭。連。れ。と。十。一。氏。は。忌。寸。の。姓。を。賜。ひ。し。こ。や。あ。ど。見。也。
訶。都。規。本。村。主。勝。麻。呂。は。連。此。姓。を。賜。ひ。し。こ。や。あ。ど。見。也。
て。道。師。臣。稻。置。あ。ど。の。姓。を。賜。ひ。し。こ。や。あ。ど。見。也。又。右。の
八。色。は。此。餘。の。姓。も。此。後。も。あ。り。多。し。然。れ。バ。一。色。は。か。く。定
免。給。ひ。し。ら。う。と。め。全。く。を。其。如。く。も。何。ら。で。止。ぬ。る。こ。と
あ。る。べ。し。さ。て。右。此。八。色。は。中。初。の。五。色。と。云。し。と。り。以。前。の
を。無。き。加。婆。祿。あ。り。但。し。人。を。崇。て。阿。曾。と。云。し。と。り。仁
德。天。皇。の。大。御。哥。あ。り。宇。知。能。阿。曾。と。見。え。後。も。万。葉。哥。よ。
平。群。朝。臣。穂。積。朝。臣。あ。ど。を。免。り。美。を。省。る。る。あ。り。眞。人。と
云。稱。も。あ。り。く。と。り。有。し。れ。る。べ。し。天。武。天。皇。の。大。御。名。も
瀛。眞。人。と。あ。り。宿。祿。も。上。代。を。め。名。お。多。く。見。也。道。師。を
神。代。紀。お。道。主。貴。開。化。天。皇。の。御。孫。よ。丹。波。道。主。命。何。り。欽
明。天。皇。紀。お。道。君。を。三。テ。ノ。ウ。シ。と。訓。也。然。れ。バ。本。を。め。此
稱。有。し。お。道。師。字。を。填。ら。れ。と。り。あ。り。か。く。の。如。く。何。れ。も
其。稱。は。も。と。り。有。ら。ま。り。事。あ。り。さ。て。道。師。を。此。時。八。色。は。一。つ。お
御。世。を。り。始。ま。れ。る。事。あ。り。さ。て。道。師。を。此。時。八。色。は。一。つ。お
定。免。給。れ。し。ら。う。と。め。此。加。婆。祿。の。姓。は。後。ま。で。も。物。お。見。也
と。り。こ。し。此。を。め。前。の。中。臣。連。大。嶋。と。あ。り。し。人。を。此。後。了。す。

古本仍訂正して引於て日本世紀然れ藤原
内大臣春秋五十碑曰五十有六とあり
と云姓を其居地の名に據れるをせぬ
以はくさく藤原此地名ふとれる事あり
説ふ續紀ふ阿曾美と書る處あり吾兄臣此意あり然る
よ上り引る天武天皇紀十三年此文ふ朝臣と書るを阿
佐意美の訓を借れるにみふて更に此字の義ふは非
さて後世ふこまを何そんと唱但し此字をしも當らま
ゆる例此音便に類れとるあり
とるふは朝廷此臣と云意を合然れと事も有はし
後漢書注獨斷曰公卿侍中尚書衣阜而入朝者曰朝臣諸
營校尉將大夫以下不為朝臣あど何るも効ひて朝臣と
書くことお定免給ひしあるべし故後世も此を朝臣と
自うら等死やうふもれりと流あるべしあ不記傳三十

七卷廿九丁 ○大中臣朝臣姓氏錄左京 大中臣朝臣藤
原朝臣同祖也師云文武紀二年八月詔藤原朝臣
所賜之姓宜令其子不比等承之但意美麻呂等者縁供神
事宜復舊姓焉舊姓とて中臣をいふ宜復舊姓とあり
臣と云さざしあるべしさて此段の初に引る延喜奏
進中臣系図解状に加以此氏供奉神事良有以矣苟非其
人恐致咎崇と云て下ふ此文武天皇紀文を引て以是按
之復舊良有以矣何者天平宝字五年所進本系帳云高天
原初而皇神之御中皇御孫之御中執持伊賀志梓不傾本
末中良布留人稱之中臣者復舊之由惟其義也と云るを
此の思ひ合せて中臣の神に供奉る神護景雲二年六月
詔ふ因神語有言大中臣而中臣朝臣清麻呂兩度任神祇
官供奉無失是以賜姓大中臣朝臣と見えと也此ふ神語
とあり

大祓詞あり。さて系図に依て考ふる。兒屋命より二十世中臣可多能祢大連。子三人有て長を御食子大連と云。此に鎌足公の父あり。第二子清麻呂は。その第七男あり。呂は。因子大連。此第二男。子清麻呂は。その第七男あり。かゝるまは藤原家を兄の系脈。大中臣家を弟の系脈。此に朝臣清麻呂薨。曾祖因子小治田朝小徳冠。父意美麻呂。中納言正四位上清麻呂。天平末授。從五位下。補神祇大副。云々。神護元年。仲滿平。後加勳。四等。同年十一月。為神祇伯。景雲二年。拜中納言。優詔賜姓。大中臣。寶龜二年。拜右大臣。授從二位。尋加正二位。清麻呂。歷事數朝。為因。舊老云。今上即位。重乞。躰骨詔。許之。薨時。八十七。と見也。師の引れ。とる文。ふ。兩度任。神祇官。と。る。天平末。ふ。補神祇大副。とある。と。神護元年十一月。為神祇伯。と。依を云る。あ。依べし。○按。ふ。も。と。唯。中。臣。あ。は。是。と。は。此。人。の。子。孫。を。大。中。臣。し。を。此。時。大。字。を。加。と。る。は。○津嶋直。あ。朝臣。凡。也。あ。不。次。く。ふ。支。別。と。る。家。れ。多。う。る。○津嶋直。あ。は。姓。氏。録。天。津。因。ふ。津嶋朝臣。津速魂命三世孫。天兒屋根。

命之後也。と見え。其雜姓中。ふも。津嶋直。天兒屋根。命十四世孫。雷大臣。命之後也。と。る。よ。依。て。記。せ。也。この十四世。と。り。數。へ。と。る。あ。依。こ。や。上。け。て。此。姓。の。起。は。決。く。出。自。は。ふ。委。く。辨。牙。あ。け。る。が。如。し。け。て。此。姓。の。起。は。決。く。出。自。は。對馬。因。と。り。出。と。依。族。ふ。て。居。地。を。氏。と。せ。る。凡。也。其。を。ま。於。光。仁。天。皇。紀。天。應。元。年。七。月。の。條。柴。原。勝。子。公。が。上。言。ふ。子。公。等。先。祖。伊。賀。都。臣。是。中。臣。遠。祖。天。御。中。主。命。二。十。二。世。之。孫。此。其。出。自。を。天。御。中。主。命。ふ。係。と。る。由。を。此。段。の。初。論。へ。る。が。如。し。ま。と。此。二。十。二。世。之。孫。と。る。を。舊。事。紀。に。撰。て。造。れる。後。の。系。圖。に。合。せ。見。れ。む。世。數。此。符。ふ。を。以。て。彼。系。圖。ど。め。み。見。え。と。る。津。速。魂。命。と。り。以。前。の。安。作。神。名。を。信。受。る。人。も。あ。れ。ど。彼。を。此。符。意。美。佐。夜。麻。之。子。也。伊。賀。都。臣。は。べ。く。造。ま。る。も。の。あ。る。や。神。功。皇。后。御。世。使。百。濟。使。娶。彼。土。女。生。一。男。名。曰。日。本。大。臣。

遙尋^ニ本系^ヲ歸^ル聖朝^ニ時賜^ヒ美濃^ノ國柴原^ノ地^ヲ以居^ルと^ル也。顯宗
天皇紀三年の處^ニ日^ノ神月^ノ神^ノの御誨^ニ依^テて。高皇產靈^ノ神
み。御田^ヲを獻^テ給^ヒ。壹伎^ノ縣主^ノ先祖^ノ押見^ノ宿禰^ト云^フ也。對馬
下^ノ縣直^ト云^フ祠^ヲらし^ク給^ヘる。此事顯宗天皇卷
委^ク云^ベシ。ま^ト神
名式^ニ對馬嶋^下縣^郡。雷命^ノ神社^{能理刀}神社^{あり}て。上
縣^郡。太祝詞^ノ神社^のある^ちを思^ヒ合^ヒる^ふ。雷^{大臣}
命^{神功}皇后^の御世^{百濟}國^{御使}ま^行れ^多し^ぐ。其子
孫對馬^國も遺^リ逗^テて。對馬^縣直^とあ^ま流^レの。津島直
氏^ノ就
て^ハ混^ハし^キ事^{あり}。其^ま古^事記^ニ建^比良^島命^を
津島^縣直^祖と^稱ま^ス。此^ハ他^書に^見ざ^る傳^へて^彼島
の社^とも^地名^も更^ニ由^りげ^あ依^事を^あれ
む。決^然て^誤れ^る傳^{ある}べ^くお^お也。ま^と國^造本^紀に^津

島^縣直^{檀原}朝^{高魂}等^{五世}孫^{建弥}己^命改^テ為^直と^あれ
ど^是亦^いと^お不^扱う^あき^傳へ^て少^クも^思ひ^合せ^{べき}
事^{あり}。建^弥己^命と^云ふ^も更^ニ考^ふべ^き便^{あり}
きた^ハ此^も決^て紛^ひと^る傳^{ある}は^くお^お也。顯宗^{天皇}
御世^ちど^と也^前ふ。其^氏人^の別^レて。大和^國に^住り^む
故^に。其^も高皇產靈^ノ神^を祭^ヒ給^ヘる^ある^はく。ま^と津
國^も移^住し^ぐ。姓氏^錄に^載ら^れと^依。津嶋^直津嶋^朝
臣^{ある}は^く。か^くて^津國^にて。其^故事^を尋^ぬる^に。神宮^雜
例^集に。聖武^{天皇}天^平十^二年^四月^五日^{春日}御社^{奉遷}壽
久^山御社^是右^{大臣}大^中臣^清万^呂御^致仕^籠居^攝津^との
國^島下^郡壽^久鄉^之間^住家^近所^奉崇^也。
る。此^ハ春^日御社^は清^{麻呂}公^の氏^神ある^故に。此^由下^に
委^ク云^フ。
し。其^家の^近邊^もも^れせ^むと^て春^日社^の御^靈を^分け^遷

ありふて。其を壽久山御社ヲ併せ祭られしを。決して由何
 依事とぞ所思とる。其を此壽久山御社と申すハ。式ノ島
 下郡ノ天石門別神社。須久ノ神社二座。阿爲神社と竝載ベ
 られとる。須久ノ神社是也也。朝野群載ノ天永三年撰津
郷あり此社を今宿久莊 固宿久御園和名抄ノ宿久
鳥羽村と云よ在とぞ かく竝とるノ就て按ふ須久
 久社を元來モトヨリ兒屋根命を祭れる社を依故よ清万呂公の
 此處ノ住れしノ春日神を相殿ノ併祭せられとるノイハ
 非じう。其を此竝坐る天石門別神を上よ云依如く兒屋
 根命の外祖ミハカタノオホナ父ノ坐ませせ縁何也。まと阿爲神社を姓氏
 録津別ノ中臣藍連ノ雷大臣命十三世孫。大江臣之後也と

何るを思ふノ雷大臣命を祭れるノあらむと所思とり。其
 阿爲神社の在地を雄略天皇紀ノ三嶋郡藍原アキハラ和名抄
 小島下郡安威阿井ノ何る地よて縁あまむ也也。即今も安
よ在て日苗森明神を稱と帳考小云也まと陵式ノ島上
郡三島藍野陵まと元亨釈書ノ撰州藍原山と云も見え
とり。○因ノ試み云藍原といふ地を決て藍ノ由何る
地名とおもむノ就て考る。藍連と云姓を此地に藍
を殖とす故に負る姓をあらむ。まと其藍は吳藍をる
べし。その姓を録す。吳公雷大臣命之後也とあまむ彼百
海固ノ渡らせる時に吳藍を取歸られし功を依て
其子孫子孫吳公藍連の姓を賜へるに功を依て
お不もれむ。孝徳天皇紀ノ白雉五年七月に西海使吉士
長丹賜姓為吳士と見えし。彼處より参來れる人を
賜へる。此を彼處より歸れるに彼處より参來れる人を
吳氏を賜ひむにさまど此はいと未しき考れり。ま
 と同抄ノ嶋上郡及武庫郡小兒屋也古郷を云あるも由何

ゆげれ也。信友云朝野群載十小撰津国島上郡兒屋郷と
年中當宮院宣云撰津国小屋小林庄とはと百濟郡も雷
命は彼国は行れしは由あてておぢ也。まゑ東生郡小酒
氏録よ中臣酒人宿祢天兒屋根命十世孫臣狭山命之後
也とある由ありげし聞え式小島下郡小大田神社あ
るを中臣大田連はちて神宮雜例集也右よ引依文の次小
小由ありげあり 孝謙天皇天平勝寶八年三月十一日春日御社奉祭鎮於
伊勢国度會郡津嶋崎也。是宮司從五位下津島とあるを
朝臣子松所申請也 右の須久く神社は并祭れる春日御社を伊勢大宮司津
嶋朝臣子松が申請て伊勢度會郡小遷はる由あり。然れ
久く社の相殿小坐したか
於る小十六年此間あり 其を御託宣の有し小依て申

請ふふや。さる例をいと多う也かくて其遷祭れる地を
津嶋崎と云を津島氏の拜祭れる社の在る地
あれぞれ ちて右の次文小桓武天皇延曆十六年八月三
日官符移立離宮院於度會郡湯田郷之時件社。神名式官
舎神社あ
れありと考
證ふ見也 自津嶋崎奉遷鎮彼院西方也。于時祭主参議
正四位下行神
祇伯大中臣朝臣諸魚宮司正
少有也。大中臣諸魚を清麻
六位上中臣朝臣眞魚等也。呂四男あり延曆十
六年二月廿一日薨五十一と系図よ
あり此小八月云くとある小合ハ也 此を彼津嶋崎小遷
奉れる社を再湯田郷離宮院西方小遷鎮祭はる由ありて。
あままよ由縁ありて所思と也。其を大神宮式大神宮の
所撰二十
四座小湯田社とある祭神を内宮儀式小稱鳴震電と
の中。此鳴雷神と云は主水司小祭る神よて決く兒屋根命

の御子。天忍雲根命あるはく所思るを。此由第四百十三段に委く云べし。

此神坐地小遷せはた。縁有て聞やれむあす。信友云。

今も度會郡湯田郷。小俣村ある離宮院の境内。春日社

あり。小俣村の舊名也。宇羽西村と云り。其を二所大神宮神名略記に。離宮

院坐中臣氏社四座。在院西。或云春日社元在度會郡津島。延曆十六年遷此地。四

月十一日上申祭之とあり。まは河内国茨田郡。津嶋部

神社と云も。式に載さまとめ。此を津国に鄰き国よて。津

嶋氏小由緒あり神ありべし。文徳天皇紀に河内国堤津島女神とありも同神にて

女を部の借字ありはし。云す。伊豆部の処に注。○壹岐直。あ

を姓氏録右京天神。壹岐直。天兒屋根命九世孫。雷大臣之後

也。とあり。小依て記せす。九世に津国生田首條よもか。此

氏人の物子見と依。まは古くは。應神天皇紀。壹岐直。眞

根子と云人見え。一本直の下。小祖字あり。上ふ云。顯宗天皇紀。壹

岐縣主。先祖押見。宿禰といふ人。高皇產靈神を祠らし

免給するま。とあり。万葉十五。壹岐嶋雪連宅満と云人

見えと依れどあり。雪を即壹岐あり。和名抄に壹岐島由岐とあり。此國のま。第八段に委

く注へ。あや次く。小註を見て。思ひ辨ふべし。○四国。上部。

上部と云。天兒屋根命。此傳へ給する。術を傳ハす。とる

氏人の。卜事もて奉仕る部を云。稱あり。其部の族は

氏とせるを。後小加婆禰子賜へ依れす。其趣を下ふ次く云べし。あや上よ

見るとの説どもをも合
せて思ひ辨ふべし。職員令。神祇官の雜任ふ。卜部二十
人ぞあり。義解ふ。長上約、在其中と見ゆ。長上を正くと
上とも。龜長せ。ちて卜部せ云おせ此。古瓦物不見と依え。
もいひ效へ。肥前風土記。基肆長岡。ふ。纏向日代宮御宇天皇。御諡景行
天皇お坐
り。自高羅行宮還幸而在酒殿泉之邊於此薦膳之時御具
甲鎧光明異常仍令占問卜部殖坂奏云此地有神甚願御
鎧天皇宣實有然者奉納神社可爲永世之財因號永世社
後人改曰長岡社ぞあり。此甲冑を納とる所なる故事法曹
類林百八十一卷お見えとる。
卜部と云おせ此。古く聞えとるは。おま書不見あゑる處
あり。但し此を職々。ちて職員令。義解ふ。凡灼龜占吉凶者。
氏々詳あらば。

是卜部之執業也と見え。寶龜六年格。勅卜長上。右簡定
卜部等。中推卜。尤長二人。以任長上。永爲恒例。臨時祭式。小
凡宮主取卜部堪事者任之。其卜部取三四。卜術優長者。伊
五人。壹岐五人。對馬十人。○職員令。よ。若取在都之人者。自
二十人とあると都合の員合へり。非卜術絶群不得充おと見えと。さて宮主口傳抄云
大嘗會。因郡卜定者。最初之公事也。當家副官。氏人可參陳
事也云く。抑内宮主者。依爲朝家之重職。超越父兄上首勤
悠紀。大使也。氏長者勤主基。大使第二官人者勤。悠紀。小使
第三官人者勤。主基。小使也云く。大記者朝家之重事。當家
之大事也。近則文和二年。大祀主基。小使事。前下總守兼繼

宿禰雖相當其仁龜ト已中絶之間兼豐猶子兼繁勤仕畢
也云こととも見也。宮主とト長と一ツと思ふも臨時祭式
ト長上季祿馬料月料及ト部御巫等衣服者以神稅充之
但宮主月糧以宮田給之と何を尤別ありを考ふべし
さて宮主と云義いまだ思ひ得る若くは稻田宮
主の義うま口傳抄ふ大宮主と云ふも有りける四圍
ト部と云依を大祓詞ま大嘗會中臣壽詞見えて此
等いぞ古咒詞あり。乃多儀式ふ。二季晦日御贖儀。二季と
六月
と十二月の下トコ。喚中臣稱唯率文部四圍ト部入宮主在
其中
とあり。延喜四時祭式大祓
御贖條も然有り同條ふ。輔更入奏曰輔とを
宮内省
あり。宮内省申久御贖物進止神祇姓名大和河内乃忌寸。
四圍乃ト部等率天候止申退出云くと見え延喜宮内省

式もかく有て。末文は云く。率天候止申中臣等入行事
如常儀畢退去。餘月晦日奏進
御麻儀亦同と見えあるが如し。但し餘
月晦日
云くと云ること儀式も見え此を餘月の晦日も
あはての儀此同じき由りてト部の四圍あるを去て
率と云るまで不聞れる文ふは有はらば儀式も大祓
儀六月十二月並同但臨時大祓者不令申刀祓數とあり
を思合。然依を上引ある臨時祭式ふ。其ト部取三圍
ト術優長者云く。若取在都之人者云くと何を據て彼
四圍ト部と何をを既くと人皆の疑ふ去せれるを大
祓詞後釋ふ。此伊豆壹岐對馬此三圍を依ふ。在都のト
部を加す。四圍と云る外るべし。と解れおまど如何あ
らむ。式も若取在都之人云くと何を既ト部の人れ。

神祇官此官人とありと依ぐ。其裔の亦不都も住るが
有を。元曆の神祇官年中行事御躰御上此條よ。ト部官人
氏人等参本官始之。とありト部官人と云。神祇官亦
る官人氏人と云。ト部氏人の官不喚おの依ぐ。三圀のト
部どもの障あてて。缺ある時おどよ。ト部の員不充られ
ぬる事の何ゆしう。其在恒の例あらぬ故。式
よは載られざる依依べし。其が中を
正。宮主不爲されむを。輒の良怒事をまむ。殊よ其ト術の
絶群ぬ依を。撰ま依ぐ。由あるはし。令集解不引る古記ふ。
津嶋上縣京ト部八口。下縣京ト部九口。伊岐京ト部七口。
伊豆ト部二口云。トイハリ。按ふト部の員二十六人あり。員の字
よ誤あるふや。まよ如此定免給へる
時も有しふや。と何正。此文よ。津嶋伊伎の京ト部と何依
今考べのら更。

は。其圀くと正。都不上正居れる由ときま也。伊豆の下不
も京字此有
し。脱とるよや。まよ所由ありて。伊豆ある
をむ。常不を京不置れざりし時。も有しよ也。ちて上不引
る如く。臨時祭式よ。ト部を。伊豆五人。壹岐五人。對馬十人
と何るは。職員令ふ。ト部二十人と何る也。其員合へまし。
延喜式も。令此依ぐ。凡正しお正。ちて四圀ト部と云るま
や。は。上不云る如く。大嘗會と。大祓儀式と。不のみ聞えて。
殊更よ四圀と云るを。大嘗會を云も更お正。大祓も。上古
と正殊不重祀儀式あるが故不。神祇令大祓條よ。ト部為
解除と何りて。此時をト
事奉仕る由を見え。祓ど。此よを。四圀ト部を云る事を證
さむとて。引出と依あり。按ふ。古は大祓不も。ト部のト事
をも仕奉りぬるが。後よ革りて。解除のみを爲ることと
凡あるあらむ。の。い。ま。ど。證。を。む。考。へ。ば。宮。主。祕。事。口。傳。抄。

康安二年卜部宿祢兼豊主の清書。六月卅日節折の條
に大祓詞を記されしものも四箇卜部とありて後醍醐
院在位文保二年六月卅日任延喜式江次第與行被彼三
一度之後又一向如形也彼記爲後覽記入之とあり。彼三
箇あるが餘の一箇ある卜部を喚上具て奉仕らせ給予
ぬれば可し。京あるが雜れ條を加予て四箇と云まじき
殊更ふ四箇と云るを恒の例に替りて其儀式を重く其
せらゆ由よてある云りと聞也決て由ある事なり。其
を彼三箇あるに今一箇はいぢまぞと云ふ常陸亦依卜
部あるべし。谷川士清の和訓栞に卜部の傳を對馬傳伊
ども俱に往古より此秘術ある由云予。然らば神祇官に
ゆこそ何れ扱て云るに聞まふし。恒は彼三箇を置れて其常陸あるを置れざゆといふ
ふと云ふ其を鹿嶋神宮に奉仕りて殊ある由あるの故

ふ恒を其神宮に此み仕奉らし給ふ朝廷より重き儀式
の時よ此み召上て奉仕らせ給へるあるべし。内藏寮式
取祭條の下に鹿嶋社宮司祢宜各一人物忌一人云くと
ありて卜部を載られざるを思予て此考立ダとしい加
がと難むる者も有りあむる件式に載られぬるを神祭
ふおきて賜料にあり式の限を奉らまざるよて卜部を
其例に非ざむる條から其抑此箇の卜部は鹿嶋坐健
御賀豆知命神社に天兒屋根命に御裔に神事仕奉れる
が中ふ後よ卜部を持分て奉仕る族を卜部と云て既く
當箇に在しと聞也。然思ふ古事の證をまぢ常陸風土記。
香嶋郡の下に崇神天皇御世に香嶋大神に御識の御言
を大中臣神聞勝命に聞得て天皇よ奏ぬるを始也。倭武

命此時。同神の中臣、臣狹山、命。御託宣^{ミツクダ}の^シし^タお^セ。神
勝命、兒屋根命、七世孫、命。其曾孫あり。さ
て臣狹山、命の父、命。此名を大鹿島、命と云も。此地名を負
^シと聞^キもま^ニ此神^ノ。ま^ニ孝德天皇、御世、己酉年。大乙
仕奉られし^ニあらむ。
上中臣子。大乙下中臣部、免子^ミあ^ト云人等。孝德天皇の己
西年^ニ其御世
の大化五年^ハ也。大乙上^ニ大乙下^ニを其年不定^ニられ^ル位
階^ハ中^ニよ^シて、今の階^ハ配^ラぬ^ラむ^ハは、八位^ニむ^リり^ノや
當^ルべき^ニさ^テ上^ニある^中臣^ハ。下總^ノ固^ニ海上^ニ郡^ヲを割^リて、香嶋
此下^ニ決^テ字^ヲ脱^スと^スべ^シ。下總^ノ固^ニ海上^ニ郡^ヲを割^リて、香嶋
大神の神郡を置^スぬ^ル。は^ニ久慈郡^ノの下^ニ。至^リ淡海^ノ、大津^ノ天
朝光宅^ニ天皇^ノ之^ニ世^ヲ遣^ハ檢^シ藤原^ノ内^ニ大臣^ノ之^ニ封^シ戸^ヲと^スる^ニ天智
天皇^ハ此御世^ニして、内大臣^ヲを鎌足公^トあ^シ。此^ハ世繼物語
に、鎌足^ハ常陸^ノの生^キま^シて、鹿嶋^ノに^テ氏神^{あり}と云^ふ

小由^ハ何^レ也。ま^ニ下学集^ハも、鎌足公^ハ常陸^ノ固^ニ鹿島^ノ郡^ノ人也^ト
地^ハある^由當^ノ固^ノの誌^ハ見^エと^スる^ニを合^セ考^フれ^ルむ^ハ此
公^ハも、本^ハ常陸^ノに坐^シせ^リと聞^エて、由^ハある^{こと}あり^{。此}て
常陸^ノ固^ニして、天兒屋^ノ命^ノの裔^ニ。鹿嶋^ノ香取^ノの神宮^ニ奉^仕
也。は^ニ上部^トとあ^シぬ^ルし趣^ハの正^{しく}書^ハ見^エと^スる^ニ。
當^ノ固^ノ風土記^ハ香嶋^ノ郡^ノの條^ニ。年別^ハ四月十日^ニ設^テ祭^ハ灌酒^ト氏
種^屬。上部^ノの事^ヲ漢文^ニ様^ニみ^{。ト}氏^トと作^リ。男女集會^{積^ニ日^ヲ累^ニ一夜^ヲ樂^シ飲^シ歌^ヒ舞^ヒ。其}
唱^云。安良佐賀^乃賀味能彌^{佐氣多畢多義止伊比祁婆賀}
母與^{。和我惠比爾祁牟。}此^ハあら^けち^の神^ノの御酒^{給^テ度^キ}神
社<sup>周^ニ匝^ト氏^ノ居^地體^{。高^ク故^ク東西^ニ臨^ム海^峯谷^{犬^ヲ牙^ヲ邑^ニ里^ニ交^シ錯^ト}}
見^エ。此文^ハ神社^とある^ニ。香嶋^ノ大神^社の^{こと}と^ふて、此^ハ
其^ヲ祭^ル由^の文^{あり}。ト氏^ノ居^地體^{云^々と云^ふ文^の}</sup>

さまト部の舎屋此
多うりし趣あり。元正天皇紀。靈龜元年此條。常陸圀
久慈郡占部御蔭。万葉二十。常陸圀茨城郡占部小龍。と
いふ氏人も見と。同次。占部廣方と云人の哥も有り
防人部田口朝臣大戸が進歌とて有る中。占部虫麻呂
と云人の歌も有り。おれも隣き常陸より移る氏人あ
るべ。聖武天皇紀。天平十八年。常陸圀鹿嶋郡中臣部二十
烟。占部五烟。賜中臣鹿嶋連之姓。年。光仁天皇紀。宝龜八
神社。祝正六位上中臣鹿嶋連。大宗外從五位下。玉葉寬喜
とも見え。持統天皇紀。鹿嶋臣と云見え。王葉寬喜
元年五月一日此條。二條中納言來申。香取神主問事。當
時神主本流中臣也。助道者大中臣也。鹿嶋神主餘流也。而
康治之頃中臣氏無其仁之時。掠申子細拜任。後二代雖似

相續中臣氏互相交補也。云々と見え。二年。東鑑。建久
島社。祢宜中臣親廣と云も見。とり。さて續紀。天平。宝龜。二
年九月丁丑。常陸圀鹿嶋神奴二百八十人。使為神戶。姓氏
錄。撰津圀神別。神奴連。天兒屋命。十一世孫。雷大臣命。之
後也。と有る。由あることあり。ま。公事根源。武雷命。鹿
島。と。大和。子。出坐。依事。を記。さ。ま。ある。下。御。從。み。中
臣。連。時。風。秀。行。と。云。人。あり。と。有。り。都。て。信。ぐ。と。き。説。も
交。れ。く。と。中。臣。氏。人。の。事。を。云。ふ。由。あり。て。然。云。し。ある
べし。ま。と。東。大。寺。奴。婢。帳。天。平。勝。宝。二。年。の。治。部。省。牒。の。文
み。下。総。圀。香。取。郡。神。戶。大。槻。郷。戶。主。中。臣。部。眞。敷。と。云。も。見
え。と。り。さ。て。大。中。臣。と。い。ひ。中。臣。と。云。中。臣。部。を。云。も。共。み。
天。兒。屋。命。の。裔。あり。○。天。智。天。皇。紀。十。年。三。月。の。外。甲。寅
常。陸。圀。貢。中。臣。部。若。子。長。尺。六。寸。其。生。年。丙。辰。至。此。歲。十。六
年。也。と。云。光。仁。天。皇。紀。寶。龜。八。年。七。月。此。下。内。大。臣。藤。原
朝。臣。良。繼。病。敘。其。氏。神。鹿。嶋。神。正。三。位。香。取。神。正。四。位。上。と
有るは。天。兒。屋。根。命。の。御。裔。と。して。鹿。嶋。香。取。神。を。さ。して。

氏神と記されぬ也。上の引る世継物語も鎌足の常陸
ひの神宮雜例も中臣の神社鹿島の神宮香取の神宮とありと云
しの氏神と云ふ二ありておぼたてて其の祖神をいへぎもま
と其生土の神おどの類故ありて專と祭る神多も云り
其の氏寺と云類れり藤原家より多鹿島香取神を氏神と
云は其生土の上件引出とる書ども不見えぬる趣を思
神あり由れり上件引出とる書ども不見えぬる趣を思
ひ合せて香嶋神宮ふ中臣氏の仕奉れ依る古死こぞふ
多其中臣部の中よト部れ有て京ふ參上也其事不仕奉
也乃むおをを曉る也し香嶋神よ中臣氏の仕奉れる事
まと崇神天皇卷神聞勝命の由を第百廿九段香嶋宮の處
の處に注を見て知べしちて對馬ト部を雷大臣命と
ゆ出と也と聞也其を此命は津嶋直祖ありこぞ姓氏錄
不見えぬれど是をり支別乃むおをは灼然をれ不由何

る事ども哉集めて云はれ。系圖ふ。雷大臣命足中彦天皇
之朝廷習大北之道達龜ト之術賜姓ト部令供奉其事と
見え。此文の意を雷大臣命習大北之道亦達龜ト之術故
るを文拙くて紛らわしく聞ゆべく心を著て読辨ふべ
し。本より家の業あれど大北の事不熟習ひ居られむ
事と聞ゆ其を此不諸書を引て云る如く神功皇后御世
は韓固御使を此文に足中彦天皇之朝廷に賜姓ト部と
著し然るを此文に足中彦天皇之朝廷に賜姓ト部と云
大后の韓字を征給へる不姓ト部と云るをいかにかふお
云し賜ふまては賜姓ト部と云るをいかにかふお不也
トの事第五十二段鹿ト部ト部ト部ト部ト部ト部ト部ト部
ふべま度會延經が神名式考證に對馬嶋下縣郡雷命
神社を當国社家神名帳云今豆酸郷に在る豆酸大明神

と云。今豆酸村にて龜トを爲る佐岩氏正月ふ其社ヲ詣
て此神を祭りト多変るあり龜トを雷命と傳ハ
ま雷命はト部神にて神功皇后ふ從ひ三韓ふ渡也。當國
阿連村ふ住給牙ゆ。と云傳とゆと云ひ。對馬の儒者雨森
東が橘窓茶話も當國のト部の事を相傳神功征韓留ト者十家於此地
云今僅存二家其人乃吠畝之家既無書籍口く相傳其詳
不可得而知對馬人藤齊延ぐ龜ト傳ふ當國ト部在昔神
焉と云へ也功皇后三韓征伐の時雷命皇軍ミイタふ從ひ韓とゆ歸也。當國
下縣郡佐須郷阿連村ふ留也。龜ト術祭祀法を遺し給へ
也。其子孫のト部今よト術を傳へる也。其ト部上古八十
家あり。式よト部對馬十人とあるふ符久清和天皇紀貞
觀十二年十一月の処よ對馬島下縣人ト部乙屎
麻呂と云人新羅國へ捕られて行くと其家絶て中古五家
ゆしぐ逃歸也とること見えたり

あ也。今僅ふ一家存せ也と何也。上ふ云る雨森氏説よを
れむ當時二家ありし
由あり其後まよ一家絶とるふや吾友興田吉從云豐前
宇佐八幡の社人の語れるを彼宮の神主を定むるよを
對馬とるト部を迎へてト定むる例あり其ト部是等此
を爲る処も常ふ營也おくをし語ま也と云へり傳を續紀よ伊賀都臣神功皇后御世使百濟と何ゆふ合
せて思ふふ雷大臣命は韓へ渡也。韓とゆ歸也。對馬嶋
ふ逗ゆ。其子孫津嶋直姓を稱ゆ。其が中ふト事を持分て。
ト部ともあれる事は違有まじくある。式よ下縣郡ふ雷
命神社ありてま
と能理刀神社上縣郡ふ太祝詞神社あるを天兒屋根命
ふ坐て其を祖神といひ殊に神事ト事ふおきて祭れる
あるけり壹岐ト部は姓氏錄右京天神ふ壹伎直天兒屋根命
九世孫雷大臣之後也とある也。同祖の派ふて。此も雷大

臣命をゆ出さす。其を清和天皇紀。貞觀五年九月此下。壹岐嶋人。石田郡人。宮主外從五位下。卜部是雄。神祇權少史。正七位上卜部業孝等。賜姓伊伎宿禰。其先出雷大臣命也。と見え。同十四年四月此下。伊伎宿禰是雄卒。是雄者壹岐嶋人也。本姓卜部改爲伊伎。始祖忍見足尼命。始自神代供龜卜事。忍見足尼在上。ある津島直の下。引る。顯宗天皇紀。壹伎縣主先祖押見宿禰とある人あり。さて此文。自神代供。厥後子孫傳習祖業。備於卜部。龜卜事とあるを誤あり。是雄卜數尤究其要。日者之中可謂獨歩。日者とハ卜事を去る者をいふ。漢語あり。史記。其傳あり。備於卜部とある。部を職名あり。嘉祥三年爲東宮宮主。皇太子即位之後轉爲宮主。貞觀五年授外從五位下。十一年敘

從五位下。拜丹波權掾。宮主如故。と見え。とす。後の録ども官人。此氏人見えて。宮主とあるも見ぬ。是雄業孝。おどの子孫の。おちも祖業を傳習ひて。世々京に住て。ト事仕奉れる。ゆるべし。臨時祭式。卜部。在都之人とある。加ふる族の人。字云ある。此を思ふ。ふ。壹伎卜部。も。雷大臣命。此裔。壹岐直祖。忍見足尼とゆ出ぬ。とす。中。ふ。是雄業孝等。ハ。本祖の氏。加婆禰を賜。子。る。ふ。ぞ。有。ぬ。依。壹岐嶋。対馬。小遠。うらぬ。海中の島あり。と。然。有。る。は。ち。て。袖。中。抄。ふ。加。茂。縁。起。を。引。て。志。貴。嶋。御。宇。云。く。勅。卜。部。伊。吉。若。日。子。令。卜。と。云。お。と。も。見。え。ぬ。と。す。嶋と云。欽明天皇の宮敷坐る地の名あり。ま。と。万。葉。十。五。ふ。雪。連。宅。滿。新。羅。へ。使。さ。依。時。壹。岐。嶋。ふ。到。て。身。失。る。を。挽。む。長。歌。ふ。和。多。

都美能。可之故伎美知乎云く。由吉能安未能保都手乃宇
良敝乎可多夜伎弓。由加武止須流爾云く。壹岐を古く由吉とも云り。
此雪連も。壹岐直と同氏人よて。壹岐嶋人あるの。都をゆ
新羅子遣さゆ。海路ふ便ある。已が産土此嶋子立よて
ある間ふ。病よ遭へるれらむと思はる。ふ。同度の別あ
ゆ長歌よ。大和因ふして。家人の待居らむ由を詠とれむ。
彼嶋ふ住ある時のあとふを非也。但し彼嶋ふ由緒ある氏人よりや有らむ。
ちて反歌よ。伊波多野よ宿る君。云くと何きは。石田ふ
し天。身失とゆ趣あて。さて其処ある山ふ葬るる状も。石
田は。上り引る清和天皇紀ふとゆよ。是雄業孝等が出さ

る郷あて。宅満が上をト子とるも其処あちて伊豆ト部
を。津嶋ト部の攝津因ふ徙て住とてし。伊豆三嶋神社
を。彼因ふ遷祭られし時よ。別ゆあるはく所思とて。其を
伊豆三嶋神社の本社を。式し攝津因嶋下郡。三嶋鴨神社
とある社ふて。此を鴨積羽八重事代主神ふ坐を。同郡ふ。
天石門別神社。須久く。神社竝坐て。須久く。神社は。兒屋根
命あるべく。かく竝坐はあとを。石門別命は。兒屋命此外
祖父ふ坐まは縁よとる事あるはき由を。上。津島直ふ云
る如くあゆを。八重事代主神も。まを石門別命此御塔よ
坐て。其上。王主命の御名を解る處ふ云る如く。石門別命ふ御女二

柱坐て。一柱を許登能麻智比賣命。おち己く登魂命。此後
神ふて。兒屋根命の御母あり。一柱を天津羽く命。亦阿波
も阿波命とも阿波咩神とぬ申はおち八重事代主神の後神ふ坐る。其
は伊豆三嶋神社の坐立賀茂郡ふ。阿波命神社坐まはるを。
文徳天皇紀ふ。伊豆国阿仁明天皇紀。承和七年の處。
波咩命とあり。即此神あり。此神此御託言ふ。三嶋大社。本后と宣へり。三嶋大社と云。即伊豆三嶋神社のことあり。さて摂津国三嶋鴨神社を事代主神と坐まはる。此神を伊豆国に遷して其やがて伊豆三嶋神社と坐はる。此ふ阿波咩命の委き由を第百三十一段に注べし。此ふ唯あらましを云のみぞ。然まおち八重事代主神を兒屋根命此御從母此夫ふおち坐はる。ける。此因縁ふとて。三嶋鴨神社を伊豆国に遷はる時ふ。

須久く神社ふ仕奉りし津嶋卜部の別て附添往らる
あらむ。三嶋鴨神社を伊豆国に遷はる時代のことも
考へたる事の有て。此も第百三十一段に云ふ
可はて當國の卜部氏人此御紀ふ見多るを。まは文徳天
皇紀ふ。齊衡二年正月戊子。加卜部雄貞外從五位下。同三
年九月庚戌。宮主外從五位下卜部雄貞神祇少祐正六位
上卜部業基等賜姓占部宿禰。此を當時まで卜部と書
宿禰の加婆祿を賜へる由あり。天安元年正月丙午。正六位上占部宿禰
業基授外從五位下。印本基字の旁に麻呂一本とあり。同二年三月己巳。外
從五位下卜部宿禰業基爲神祇權大祐。四月辛丑是日。宮
主外從五位下占部宿禰雄貞卒。雄貞者龜策之倫也。兄弟

尤長此術兄弟とて業基と二人を帝在東宮時爲宮主踐
祚之日爲大宮主宮主口傳抄云先立坊日被補宮主踐祚
しまと凡御讓位之日仰宮主事代被召仰之例也とも
ありはて東宮の宮主を坊宮主と稱ふしも同書小見
えと齊衡二年正月敘外從五位下上引る雄貞本姓卜
部齊衡三年改姓占部宿禰此も上引る文子合り但し
年改占部賜宿禰性嗜飲酒遂沉湎卒時年卅八印本小卅
尸といふ義あり誤あり今古寫七月丙子是日神祇權大祐外從五位下
本二本小依ま占部宿禰業基兼爲宮主其傍註を本文子爲とるよて
誤あり今古寫本三本小拠れりと見え清和天皇紀小
さて今の校正本よ業基とあり
貞觀八年二月十三日外從五位下神祇權大祐卜部宿禰

眞雄爲參河權介眞雄やがて業基あり其由下云を見
部と作り其是よ前占部と改ら同十年正月七日
れとるを復卜部を改られと見
外從五位下行參河權介卜部宿禰眞雄授從五位下と見
え陽成天皇紀小元慶五年十二月五日尾張国中嶋郡從
五位下行丹波介卜部宿禰平麻呂卒平麻呂やがて眞雄
あり其とし下云
平麻呂者伊豆国人也幼而習龜卜之道爲神祇官之卜部
揚火灼龜決義疑多効承和之初遣使聘唐承和三年七月
藤原朝臣常嗣
小野朝臣篁を唐小遣さ平麻呂以善卜術備於使部使還
れし時の事ある平麻呂以善卜術備於使部使還
之後爲神祇大史術紀子見え信友云平麻呂
して備られ術紀子見え信友云平麻呂
る殊子神の冥助を乞ふ例ありれば必卜部をも

屬られとるあはべし。して使部七職員令神祇官の雜
任。ト部二十人とある次。使部三十人とある是あり。嘉
祥三年轉少祐。齊衡四年授外從五位下。天安元年正月正
六位上占部宿祿業基授外從五位下とあるふあ
へ。其を齊衡四年やがて天安元年あり。天安二
年拜權大祐兼爲宮主。五位下占部宿祿業基兼爲宮主と
あるふ。貞觀八年遷參河權介。十年授從五位下。此も上り
符。貞觀八年二月外從五位下神祇權大祐ト部宿祿眞雄
爲參河權介。同十年正月ト部眞雄授從五位下とあるふ
符。累歷備後丹波介。卒年七十五。御紀。參河介。爲さ
も備後介。丹波介。ふ。爲。見あるを合せて考ふるふ。平麻呂。
まし事を漏されたり。占部雄貞と兄弟ふて共ふもと伊豆。因比ト部氏人あり。
雄貞を伊豆。因比ト部氏人と云事を見えざれども。平麻呂を伊
豆。因比ト部氏人と云事を見えざれども。平麻呂を伊始

ト部業基といひし時。占部宿祿。姓を賜はす。其後名を眞
雄と改め。後平麻呂と改め。貞觀十四年の太政官符。平
野神社。預從五位下ト部
宿祿平麻呂とあり。此
頃をりや改められむ。
占字をほとト部と復し改められ
るるれ。此事御紀。然るを紀ふ。其時。此名をもて記さ
ま。とほぐ故。別人の如く聞えて。紛らはしく聞ゆれど
め。右此如く徴し考ふると。死を同人あると。更ふ疑あ
く。雄貞と腹自ふて。平麻呂は兄あは事も。天安二年。雄
貞の卒れる下の傳。雄貞者龜策之倫也。兄弟尤長。此術
云く。卒時年卅八と見え。平麻呂の卒れるは。元慶五年ふ
て。卒年七十五とある。雄貞よ。卅四長まほよて灼し。

然るに彼二人姓を賜ると記。雄貞を正官位の劣れる
事は。按ふに伊豆国より出て仕奉れる事此雄貞を正を
後れとゆらむ。故ふもや有らむ。何まよも平麻呂雄貞は。
兄弟あるはく。はと平麻呂此傳ふ。平麻呂者伊豆国人也。
とあれむ。雄貞も伊豆国人もて。素をゆ其国のト部此氏
人あはらむ。其父祖父あどを知はらむ。本を津国をゆ
分派とるト部ふて。雷大臣命此裔あるあやは。疑あきも
此あ正。然依を国史に伊豆国人也とあるのみを取て決
もあまど其を一偏此説あり。まよ世に何係図書ども
治麻呂の第三男。正棟の子あり。由記せるが有れど。紀
ふ伊豆国人也とあるに合む。殊ふ正棟と云なる人を。

中臣系図に依て考ふるに。從六位上内舍人あ正し。後
正任。任さ法印大和尚を授らる。同九年九月十二日入
滅。謚曰慈濟。六十五とあり。然れむ。延暦二十二年の生あ
正平麻呂を此人の子を為ると記す。五歳の時此子と記
るもの多や。まよ平麻呂を直ふ。智治麻呂此子と為ると
も有れど。中臣系図に智治麻呂の子五人あれむ。平麻呂
と云をかく。殊ふ智治麻呂此子あらむ。む。此の紀に伊豆国
人也と記さるべからむ。外も彼此偽り作れる
系図の多うまよ。事実此符をざる事多し。熟く辨ふは
きも此あり。彼家傳らる。眞の系図をかあらむ。世に
ある系図のごと。安ふを非じとぞ思ふ。さて伊豆誌に。田
方郡に吉田村を云有て。平麻呂此出所ありと云傳ふ。と
云り。まよ同書に。工藤祐経が家人。鹿島竹五と云者の姨
母。伊豆の吉田と云。処に在ると云へり。但し此を古書を引
べと見ゆ。何あらむ。まよ文化八年に。八丈島。人服部。義高
を云。著せるもの。小彼島に。ト部と稱するもの。有て。神事
の預る由を記せり。此を猶々尋ぬべし。初貞。親十四
年の太政官符。平野神社。預從五位下。ト部。宿祿。平麻呂
と何正。然ま。巴今の平野家。平麻呂の正統。あ正し。其

伯家記神祇官年中行事朝野群載志不也謀計記辨
ト抄付録之や免ぐ也吉田勘文名法要集十四卷系図二
十卷系図あどを ちて雄貞此後也早く絶於と見えて聞
見て徴去はし
えざるを平麻呂此後也中頃までも三四家ばり也有
しと聞えて康安二年卜部宿禰兼豊の記せる宮主口
傳抄云物今之吉田家此外多同姓此人名見え
多也。それこ兼字を名よ負るを思ふよ平麻呂の末此
分派とりとを知らむと其を彼家よて兼字を於
ぬること平麻呂の子豊宗の子好眞の子兼延と云し
人より代く負ていたゆる通字とをまゆかくて口傳抄
よ兼雄兼繼兼文兼前兼淳兼頭兼尚兼因兼盛兼濟兼經
兼憲兼頼兼頭兼佐兼世兼方兼澄兼貫あど見とる也吉
田の代系よあくまよ差笏先く有違失云く文保度主基
小使兼彦宿禰先指笏之処不差得之適差出之処落畢其
少之聞所相語也まよ兼負兼前等宿禰高宿禰宮主兼貫幼

替宮主令参行云まよ大祀達乱周章之間兼豊于時勤
宮主代並主基大使相談兼彦兼負等宿禰云まよ募例
事役兼前宿禰申沙汰之間云く以他縁令掠申令超越兼
繁畢以血如洗血兼豊為猶子之間歎申入後日賜同日位
階畢あど何るを思合せて同派の多在しさまを知べし
此中よ兼方と云る也頃此事見とるを思ふよ釈日本紀の
よ弘安永仁正安の頃此人名釈紀よ始ふ也卜部宿禰
撰者あるべく所思也此人の名釈紀よ始ふ也卜部宿禰
懐賢とあまど本文よ何処も兼方と此み有也因よ云
釈紀の奥書よ大常卿卜部朝臣兼永也何るを正安三年
と云るを思ふよ兼方の子あどよ然るよ加婆泥を朝
臣也署るは後人此所為あり其由下よ云字思ひ合せて
悟るかくて兼豊は平麻呂十六世孫よて今此吉田卜部
此祖あまども當時氏上あべしとは見え也。其口傳抄
者依為朝家之重職超越父兄上首勤悠紀大使氏上者勤
主基大使也云く近則文和三年大祀下総守兼繼宿禰雖
相當其仁龜卜巳中絶之間兼豊猶子兼繁勤仕畢といへ
る状まよ上よ引る文等をもく見通して思ひ辨考し

志加まむ外の家くは漸く衰オホ了て。今の吉田家のみ盛
ふ成れレし故ふ。これ於のら。平麻呂ニ正統ニ此如くあり
來ふレむ。カクる事古も今カクる事あり。ちて此氏ニ加婆泥ニ御
紀ニ賜宿禰ニと見えて。上ニ引る如くあり。古書ども此
奥書ニ。此氏人の名ニ多く見えぬ。唯ニト部某ニ書
ゆる多かる中ふ。ト部朝臣某と書るも何ニり就て。朝臣
を賜へるあらむと所思オボ也。其事古書ニ見えぬ。故考
ふ。此ニ平麻呂十九世孫兼俱ニと記し。此事ニあり。有
ゆる。其ニ宮主口傳抄ニ撰者。ト部兼豊と云ニ。平麻呂十六
世孫あり。其書ニ代々の祖ニ此名。同氏人の名をも多

く擧とゆる。何ニもト部宿禰某と記し。自ニ此名をも。ト部
宿禰と奥書ニ書レはと此書ニ。兼豊の曾孫兼富の書加
とる文ニ所ニ有レて。一所ニ。規應元年六月の文。一宮主正
六位上。ト部宿禰兼富と記せレ。然るニ同書御體御ト此
奏書書様の處ニ。年號月日ニ下ニ。宮主位官ト部宿禰某。
宿禰を一本ニ朝臣とあるニ。下ある兼致の書入ニあり。
て。後人ニ替レとるあり。其ニ此書を記せル兼豊ニ宿禰の
尸ニあり。故ニ宿禰と書て。後ニ子孫の徒も。あり書レ。
き由を教レとゆる書ニ。尸を違へて書レべき由ニあり。中臣
位官大中臣朝臣某と署カクべき由を記し。おニゆる處ニ。兼俱
の子兼致と云ニ人ニ書加レとる文あり。其文ニ。此年號月
日。下當家ニ嫡父子書ニ之宮主並中臣之輩不載サス之去明應

そ申さば、此を何事も正しき故実をあらぬ下さまの説
こそいと慨とけれ。此誣言の彼ト部家も聞えとらほし
うば然こそ心苦く思はるべし。戒人あらも眞の道をと
ぞらむと為とるを、うあらば名を正くせむと云ふも、此
を況て彼徒も神道を正しく直き字本と
はあど云ふ常のをし、吾語あらばやも。

○門人樋口光信前澤万重等いふ。此の十三は卷を花細
櫻形木と形あらせて。同じほあひれ友がき小筆のい
たきいふたうせじと勤免と詠を眞篤川ミスツカる信濃は国誣
訪の海よと流き出る。天は中川や下りて。伊那郡の野
池は村小。代々村をり免はる。大平久傳。

